

第四十六回 貴族院議事速記録第二十三號

大正十二年三月十九日(月曜日)

午前十時十三分開議

議事日程 第二十三號 大正十二年三月十九日

午前十時開議

- 第一 都市計畫法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第四 瓦斯事業法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第五 岩北軌道株式會社所屬軌道經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第六 中央卸賣市場法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第七 煙草專賣法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第八 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
- 第九 産業組合法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十 日本勸業銀行法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十一 郵便貯金法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

去ル十五日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可

貴族院議事速記録第二十三號 大正十二年三月十九日 議長ノ報告

決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

辯護士法中改正法律案

同日本院ニ於テ否決シタル左ノ政府提出案ハ即日更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奏請シ又否決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

樺太ニ於ケル鹽專賣ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ可決シタル發明獎勵ニ關スル建議ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル恩給並遺族扶助料増額ニ關スル請願外四十八件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

大正十年年度豫備金支出ノ件外二件(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

委員長 伯爵大原 重明君

副委員長 橋本 圭三郎君

委員長 侯爵花山院親家君

副委員長 谷森 眞男君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

都市計畫法中改正法律案

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

産業組合法中改正法律案

日本勸業銀行法中改正法律案

郵便貯金法中改正法律案

去ル十六日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

遠洋漁業獎勵法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵花山院親家君

副委員長 谷森 眞男君

委員長 伯爵大原 重明君

副委員長 橋本 圭三郎君

委員長 侯爵花山院親家君

副委員長 谷森 眞男君

委員長 伯爵大原 重明君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第四號

大正十二年度歳入歳出總豫算案、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件可決報告書

大正十二年度各特別會計歳入歳出豫算案修正報告書

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案可決報告書

中央卸賣市場法案修正報告書

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案可決報告書

同日豫算委員男爵木越安綱君外二十一名ヨリ大正十二年度歳入歳出總豫算案豫算委員會ノ報告ニ對スル少數者意見ヲ提出セリ

同日特別委員上山滿之進君外五名ヨリ中央卸賣市場法案特別委員會ノ報告ニ對スル少數者意見ヲ提出セリ

同日政府ヨリ左ノ報告書ヲ受領セリ

大正十年四月一日ヨリ同十一年三月三十一日ニ至ル各省所管官有財産増減異動報告書

大正十年三月三十一日現在大藏省所管朝鮮總督府所屬官有財産目錄追加一昨十七日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

工場法中改正法律案外二件特別委員會

委員長 伯爵中川 久任君

副委員長 淺田 德則君

西比利亞引揚ノ爲損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ關スル法律案特別委員會

委員長 伯爵寺 島誠一郎君

副委員長 男爵山 根 武 亮君

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

瓦斯事業法案修正報告書

煙草專賣法中改正法律案可決報告書

同日議員岡田良平君ヨリ三十三名ノ賛成ヲ以テ大正十二年度歳入歳出總豫算案ニ對スル修正案ヲ提出セリ

同日議員上山滿之進君外五名ヨリ三十五名ノ賛成ヲ以テ中央卸賣市場法案ニ對スル修正案ヲ提出セリ

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、都市計畫法中改正法律案、第二、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

(左ノ通牒文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

都市計畫法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十二年三月十五日

衆議院議長 粕谷 義三

貴族院議長公爵德川家達殿

都市計畫法中改正法律案

都市計畫法中左ノ通改正ス
第八條中「百分ノ十七」ヲ「百分ノ二十二」ニ改ム

附則

本法ハ大正十二年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十二年三月十五日

衆議院議長 粕谷 義三

貴族院議長公爵德川家達殿

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案

第一條中(沖繩縣ヲ除ク)、沖繩縣ノ區及町村」ヲ削ル

第二條中「百分ノ二十九」ヲ「百分ノ四十一」ニ、「百分ノ四十七」ヲ「百分ノ六十一」ニ改ム

附則

本法ハ大正十二年度分ヨリ之ヲ適用ス
本法公布ノ日迄ニ北海道、府縣其ノ他ノ公共團體カ營業稅附加稅ニ付制限
外課稅ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ制限外ノ賦課率ハ之ヲ本法ニ依リ
テ許可ヲ受ケタル制限外賦課率ト看做ス

〔國務大臣水野鍊太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(水野鍊太郎君) 唯今上程サレマシタ兩法律案ノ提出ノ理由ヲ說
明イタシマス、此度營業稅法ノ改正ニ伴ヒマシテ、地方ノ附加稅モ其制限内
徵收額ニ於キマシテ約千五百萬圓ノ減收ヲ見ルコトニナツタノデアリマス、而
シテ地方財政ノ狀況ニ鑑ミマシテ、是ガ補填ノ必要ヲ認メルノデアリマス、併
シ一面現時經濟界ノ不振ノ際デアリマスルカラ、成ルベク營業者ノ負擔ノ増
大スルコトノナイヤウニ致シタイト考ヘマシテ、其歲入ノ缺陷ノ補填ヲ約千
二百有餘萬圓ノ程度ニ止メマシテ、附加稅率引上ヲ爲スコトニ致シタノデア
リマス、沖繩縣ニ付キマシテハ、地租附加稅ニ關シマシテ從來特別ノ稅率ヲ
定メテ居ッタノデアリマスルガ、沖繩縣ノ今日ノ情勢ニ鑑ミマスレバ、之ヲ存
續スルノ必要ナキモノト認メマシテ、一般府縣同様ニ改ムルコトヲ適當ト致
シマシテ、是ガ改正ヲ致シタイト思フノデアリマス、又都市計畫法中ノ特別
稅デアリマスル營業稅制モ、前述ト同様ノ趣旨ニ基キマシテ、市町村ノ營業
稅附加稅率ニ準ジテ改正スルコトト致シタノデアリマス、是ガ此兩法律案ヲ
提出スル理由デアリマス、何卒御審査ノ上御協賛ヲ賜ハラムコトヲ希望イタ
シマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御質疑モナイト認メマスカラ、兩案ノ特別委
員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔長書記官朗讀〕

都市計畫法中改正法律案外一件特別委員會

侯爵蜂須賀 正韶君 子爵五條 爲功君 子爵清岡 長言君
男爵杉溪 言長君 岡田 良平君 男爵二條 正麿君
中村 純九郎君 伊澤 多喜男君 鈴木 摠兵衛君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、蜂須賀侯爵

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告侯也

大正十二年三月十六日

右特別委員長

侯爵蜂須賀 正韶

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵蜂須賀正韶君演壇ニ登ル〕

○侯爵蜂須賀正韶君 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案ノ委員會ノ經
過及ビ結果ヲ御報告イタシマス、本議場ニ於キマシテハ、文部大臣ヨリ是
提出理由ニ付テ御説明ガアリマシタカラ、コソデハ略シマスガ、本案ハ小學校
教員ノ俸給ニ充ツル爲メ、毎年國庫ヨリ一千萬圓ツツ支出ニナツテ居リマシタ
モノヲ、今回ハ之ヲ増額イタシ、小學校教育費ノ増加、市町村ノ經濟ノ狀態ニ
鑑ミテ四千萬圓ニ増加シヤウ、斯ウ云フコトト、今一ツハ數年間ノ實蹟ト町村
ノ狀態ニ鑑ミマシテ、市町村ノ經濟ヲ緩和スル意味ニ於テ、又就學兒童ノ教
育ヲ改善向上スルノ意味ニ於テ、是ガ分配方法ヲ改正シヤウト云フノガ本案
ノ趣旨デアアルノデアリマス、本案ハ教育界ニ於ケル最重要ナル案件デアリ
マスルデ、特ニ委員會ニ於キマシテモ慎重審議ヲ盡シタノデアリマシタ、詳
細ナコトハ速記録ニ於テ御承知ヲ願フコトニ致シマシテ、茲ニ其重要ナル點
ヲ報告イタシマス、第一ノ點ハ此國庫負擔金ノ一千萬圓ヲ今回四千萬圓ニ増
加スルト云フコトデアアルノデアリマシテ、是ハ衆議院ノ建議及ビ臨時教育行
政調査會ノ建議ニ基キマシテ發案シタモノデアリマシテ、政府ニ於キマシテ
ハ成ルベク速ニ教員給ノ半額ニ達セシメタイト云フ意思デアアルサウデアリマ
スル、ケレドモ今回ハ財政ノ都合上、四千萬圓ニ止メタノデアリマス、ソレ
デ此四千萬圓ハ現在ノ教員俸給ガ一億二千萬圓ホドニナツテ居リマス故、四
千萬圓ト申シマスルト、丁度教員給ノ三分ノ一ホドニ當ルノデアリマス、尙ホ
當局ニ就テ如何ニ之ヲ使用スルカト云フコトヲ質問ガアリマシタガ、是ハ地
方ノ狀況ニ適合スルヤウニシテ行キタイ、即チ或ル市町村ニ於テハ財政ノ緩
和ヲスルト云フコトニナル、又他ノ市町村ニ於キマシテハ、是ガ爲ニ教育ヲ
向上スルト云フコトニナル、斯ノ如クニシテ結局ハ教育ノ伸張改善ヲセシム
ル所以ニナルノデアアルト云フ説明デアリマシタ、又此負擔法ハ教育ノ費用ノ
一部ヲ國家ガ補助スルト云フコトニアラズシテ、負擔スルト云フコトデアリ

マシテ、今回ハ多額ノ増額ヲスルコトゾモアルノデアリマスカラ、此機會ニ於キマシテ十分ニ監督權ヲ行使セラレテ教育費ノ整理節約ヲ圖ラレタイト云フヤウナル御意見モ出タノデアリマス、第二ノ點ハ此金額ノ分配方法デアリマスルガ、是ハ法文ガ大分複雑シタル計畫ニナツテ居リマス、此増加額即チ四千萬圓ノ中ヨリ一割ヲ減ジ、是ハ第五條ノ規定ニアル所ノ、資力其他ノ事情ニ依リ必要ト認メタル町村ヘ分配スル金額、之ヲ數字デ申上ゲマスト四百萬圓、ソレヲ引去リマシタル残り九割ハ、現行法ニ依リマスト、之ヲ同ジ比例デ分配シテ居ッタノヲ、ソレヲ止メテ此度ハ九割ノ中ヨリ三分ノ二ニ當ル金額ヲ市町村ニ分配スル、サウ致シマスト、残りノ其分配スル額ハ二千四百萬圓ホドニナル、併シサウ致シマシテ尙ホ残りノ三分ノ一ハ、其中ヨリ第四條第二項ニ規定セラレタル十五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズト云フ制限ノ金ヲ引去リマシタル殘額ヲ、此度ハ市ヲ除キマシテ町村ノミニ分配スル、此金ガ約千八百八十萬圓ホドデアアルノデアリマス、而シテ其十五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズト云フ制限ノ金ハ、資力ノ薄弱ナル二十個ホドノ市ニ分配スル、是ガ約二十萬圓ニナル、此市ニ分配スルト云フコトハ、全國ノ市トカ町村トカ申シテモ、或ハ町村ノ方ガ富裕デアアル所モアリ、又市ガ薄弱デ……資力薄弱デアアル市モアルノデアリマスルデ、當局ニ於テハ此様ナル分配方法ヲ案出シタノデアリマス、之ヲ教員俸給ニ割當テマスト、六大都市ガ一割二分、普通ノ都市ガ一割七分、普通ノ町村ガ三割、資力薄弱町村ガ五割五分ト云フ勘定ニナルノデアリマス、茲ニ於テ一ツノ疑問ガ起リマシタノハ、分配ノ歩合ニ於テ市ノ配當金ノ方ガ如何ニモ少額デ、隨分大キナ都市デハ、都市ノ大ナルダケニ多大ナル負擔ヲシテ居ルノデアラウガ、其點ハ如何デアアルカト云フコトヲ委員ノ中ヨリ尋ネラレタノデアリマス、是ハ町村ノ方ニ割合ニ多ク交付スルト云フノハ、矢張り總括的ニハ市ガ町村ヨリ資力ガアルト云フ見解カラ出テ居ルノダサウデアリマス、ソレハ矢張り此案デハ此資力ヲ計ルノニ直接國稅額ヲ標準トシテ、市ト町村ノ貧富ノ度ヲ見タノデアリマシテ、直接國稅ハ市ノ方ガ餘計ニ納メテ居ルニ依ッテ、市ガ資力ガアルト認メタノデアルサウデアリマス、次ニ就學兒童數ニ比例スルト云フコトデアリマスカ、之ヲ出席兒童數ニ取ル方ガ宜クハナイカト云フ質問ガ出タノデアリマス、所ガ出席數ニ取ルト云フコトハ、調査ガ非常ニ困難デアアル、又就學兒童數ヲ調べルコトハ比較的簡單デモアリ、又ソレニ就學兒童數ニ據ルト云フコ

トニナレバ、兒童ノ出席ヲ獎勵スルト云フコトニモナルカラ、其方法ヲ執ッタシテアルト云フ答辯デアリマシタ、第三ニハ、現行法ニテハ正教員准教員ノミヲ計算シテアッタノデアリマスガ、今度ハ代用教員ヲモ分配方法ノ基礎ニ算入スルコトニナツテ居ルノデアリマス、代用教員ナルモノハ、速ニ之ヲ排除スベキモノデアアルノニ、ソレヲ爲サズシテ、却テ此度ノ計算法ニ加算スルノハ、教育ノ振興上却テ妨ゲニナルヂヤナイカト云フヤウナ御議論モアッタノデアリマスガ、是ハ資力薄弱ナル町村ヘ分配金ヲ餘計ニヤルヤウニシヤウ、交付スルヤウニシヤウト云フノニハ、代用教員ノ頭數ヲ矢張り加算シタ方ガ宜シイト、斯ウ云フヤウナ答辯デアリマシタ、其他負擔法ニ關聯イタシマシテ、師範制度ノ現状トカ、義務教育ノ年限延長等ノコトニ付キマシテ、質問應答ガアッタノデアリマス、討論ニ移リマシテ、修正案モ出タノデアリマシタノデ、懇談會ヲ開キマシタ、委員諸君ノ意嚮ハ……大體ノ意嚮ハ、此負擔法ニ依テ、其負擔額ヲ増加セラレルト云フコトハ欣ブベキコトデアアルガ、同時ニ小學校教育ノ改善及ビ其經費ノ節約整理ト云フヤウナコトモ、此際特ニ注意シテ、方法ヲ政府ニ於テ講セラレタイト云フヤウナコトデアリマシタ、本委員會ノ當初ヨリ委員ノ一人ハ、小學校教育ヲ經濟的ニ施設スル上ニ於テハ、教員給ヲ目安ニ國庫ノ金ヲ配當スルト云フコトハ、教育費ヲ整理スルト云フコトノ目的ニ對シテハ妨ゲニモナリ、又整理ト云フコトヲ無効ニ屬セシムル所以ニモナルデアラウト云フ御意見デアリマシテ、第三條ニ付テ修正案ガ出タノデアリマス、ソレハ教員數ヲ五分ノ一ニ、兒童數ヲ五分ノ四ト云フ比例ニ依テ交付セラレタイト云フ修正案デアッタノデアリマスガ、是ハ採決ノ結果一人ノ賛成者ノミニテ、否決ニ相成ッタノデアリマス、依テ本案ハ一人ノ反對ガアッタダケデ、大多數デ原案ヲ可決イタシマシタ、此段御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御發言モナイト認メマスカラ、本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ付テ採決イタシマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大寺吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○侯爵蜂須賀正韶君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵柳筈隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、瓦斯事業法案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、大河内子爵

瓦斯事業法案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正十二年三月十七日

右特別委員長

子爵大河内 正敏

貴族院議長公爵徳川家達殿

(特別委員ノ修正ニ係ル條ノミヲ印刷シ其ノ他ハ之ヲ略ス小字ハ修正ノ文ハ同削除ノ符號ナリ)

第十二條 瓦斯料金其ノ他命令ヲ以テ定ムル瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ハ瓦斯事業者ト其ノ供給區域ノ屬スル市町村トノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣^{○ノ認可ヲ受ケヘシ}之ヲ裁定ス

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ關係市町村ノ意見ヲ徵スヘシ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ瓦斯料金其ノ他瓦斯供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ基キ瓦斯事業者カ市町村ノ承認ヲ求メタル場合ニ於テ協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

第十六條 瓦斯事業^{○ノ}者其ノ事業^{○ノ}ヲ讓渡^{○セムトスルトキ}主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ瓦斯事業ヲ營ム會社^{○ハ}合併又ハ解散ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

第十七條 市町村カ瓦斯事業ヲ營ムトスルトキハ^{○勅令ノ定ムル所ニ依リ}主務大臣ノ認可ヲ受ク其ノ管轄區域内ノ瓦斯事業ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收ノ價格其ノ他買收ノ條件ニ關シ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依ル裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可^{○又ハ認可}ヲ受クヘキ事項ヲ許可^{○又ハ認可}ヲ受ケスシテ爲シタル者又ハ第十二條ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ許可^{○又ハ認可}ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ニ依リ許可^{○又ハ認可}ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル瓦斯料金其ノ他瓦斯供給條件ハ本法ニ依リ設定セラレタルモノト看做ス

第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買収ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス

[子爵大河内正敏君演壇ニ登ル]

○子爵大河内正敏君 瓦斯事業法案ノ特別委員會ノ結果ヲ御報告イタシマス、此瓦斯事業法ニ關シマシテハ、從來長年ノ懸案デアリマシテ、瓦斯事業ト殆ド同ジヤウナ性質ヲ有ッテ居リマス、電氣事業ニ於テハ、既ニ電氣事業法ガ制定セラレテ居リマス、然ルニ瓦斯事業ハ寧ろ電氣事業ヨリモ以前カラ發達ヲ致シテ來タ古イ歴史アルニ拘ラズ、今日マデ此瓦斯事業ニ關スル取締若クハ保護獎勵ヲ目的トスル所ノ事業法ガ制定セラレズニ居ルデアリマス、此事ニ關シマシテハ既ニ四十五議會ニ於テモ此種ノ法案ガ提出セラレタノデアリマスガ、不幸ニシテ審議未了ノタメニ立法セラレズニ終ッタノデアリマス、本法案ノ目的ハ過日提出セラレマシタル際ニ農商務大臣カラ御説明ノアリマシタル如ク、一面ニ於テ瓦斯事業ノ取締、其他之ニ關スル監督ヲ致スノガ目的デアリマス、又他ノ一面ニ於テキマシテハ此國家ニ取ッテ有益ナル瓦斯事業ヲ保護獎勵スルノガ目的デアリマス、即チ國民生活ノ一ツノ文化施設デアアル、又同時ニ瓦斯ノ事業ノ副産物ハ化學工業ノ基礎トモナリ、或ハ又有事ノ日ニハ自動車燃料、爆藥原料等ヲ供給スル有益ナル事業デアリマスカラ、之ヲ相當ナル手段方法ニ依テ保護發展ヲ計ルコトガ必要デアルト考ヘラレルノデアリマス、然ルニ此法ヲ立法イタシマスニ當リマシテ、困難ヲ感ズル點ガアリマス、ソレハ全國ニ既ニ存在シテ居リマスル所ノ瓦斯事業ハ、私設ノモノ、ミヲ以テ七十二ノ多數アルノデアリマスルガ、其中ノ約半數ニ當リマス所ノ瓦斯事業ハ其地方ノ市町村ト何等瓦斯供給ニ關シテ報償契約ヲ結ンデ居ラナイノデアリマスルガ、或ハ又瓦斯料金ニ關シテ市町村ト交渉ヲ持ッテ居ラナイモノモアルノデアリマス、其殘リノモノハ瓦斯事業者ト市町村トノ間ニ報償契約ナルモノガ存シテ居リマシテ、此報償契約ハ又各都市ニ依テ種々複雑ナル且ツ一樣ナラザル報償契約デアリマスルカラシテ、之ヲ一括シテ此法ノ下ニ支配ヲ受ケルト云フコトニナリマス、立法ノ根本ニ於テ可ナリノ困難ヲ感ズルノデアリマス、從テ委員會ニ於ケル所ノ質問應答ガ主トシテ此瓦斯料金及ビ瓦斯供給條件ノ制定又ハ變更ニ關ス

ル事項ト市町村ガ瓦斯事業ノ強制買収スル場合ノ問題デアッタノデアリマス、即チ現在存シテ居リマス所ノ報償契約ニ依テ瓦斯事業者ガ其料金ヲ規定セラレテ居リ、又或ル種ノモノハ利益配當ノ制限ヲ受ケテ居リ、又借入金ヲ増資ヲスル場合ニ於テモ市町村ノ許諾ヲ受ケナケレバナラナイ、又増資ノ如キニ當リマシテモ市町村ト協議ヲ整ヘナケレバナラナイノデアリマス、一面ニ於テ需要ガ盛ンニナッテ更ニ多クノ瓦斯ヲ供給シ、或ハ隣接町村ニ供給シヤウト致シマシテモ、此報償契約ニ基イテ増資又ハ借入金ヲスルト云フコトニ多大ノ困難ガアルノデアリマス、然ルニ報償契約ナルモノハ是ハ當然尊重シナケレバナラヌモノデアリマスカラ、如何ニシテ此間ノ問題ヲ解決スベキカト云フノガ最モ委員會ニ於ケル質問應答ヲ重ネタ點デアリマス、委員會ハ數回之ヲ懇談會ニ讓リマシテ詳シク審議イタシタノデアリマス、尙ホ又報償契約ニ依リマシテ市町村ガ瓦斯事業ヲ買収スルコトガ出來ルノデアリマス、然ルニ報償契約ノナイ市町村ガ瓦斯事業ヲ自營スル方ガ有利デアルト云フ場合ニ、既ニ存シテ居ル瓦斯事業ヲ買収スル場合ニハ、ドウスレバ宜シイカト云フノデアリマシテ、此場合ニハ本法ニ於テハ第十七條ニ強制買収ノ制度ヲ定メタノデアリマス、此強制買収ト、報償契約ニ依ル買収トノ間ニ又多少ノ矛盾、疑問ガ生ズルノデアリマシテ、此點ニ付テモ詳シク審議イタシタノデアリマス、其結果本案ニ修正ヲ加ヘマシテ尙ホ一部分ニ付テハ項ヲ増シマシテ、委員會ハ御手許ニアリマスル如キ修正案ヲ以テ全會一致可決イタシタノデアリマス、議決イタシタノデアリマス、此修正箇條ニ付テ極ク簡單ニ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス、即チ第十一條マデハ原案ヲ少シモ修正イタシマセヌノデ、第十二條ニ於テ「瓦斯事業者ト其ノ供給區域ノ屬スル市町村トノ協議ニ依ル」ト云フ項ヲ削リマシテ、即チ「瓦斯料金其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更」ニ當リマシテハ原案デハ必ズ瓦斯事業者ハ供給區域ノ屬スル市町村トノ協議ニ依ラナケレバナラナカッタノデアリマス、然ルニ此問題ニ關シテ何等契約ノナイ瓦斯事業者ハ、此法案ガ發布セラレマシタ後ニ於テハ強制的ニ各市町村ト協議シナケレバナラナイ、是非非常ナル困難ナコトデアアルノミナラズ、例ヘバ東京瓦斯ノ如キハ此爲ニ八十箇町村トモ協議ヲ重ネナケレバナラナイノデアリマス、之ヲ削リマシテ「瓦斯料金其ノ他命令ヲ以テ定ムル瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更」ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシト云フコトニ總テ主務大臣ガ裁定シ、認可ヲ與ヘル權利ヲ與

ヘタノデアリマス、併シ此場合ニ市町村ノ意嚮ヲ無視スルコトハ穩當ヲ缺ク
ノデアリマスカラ、茲ニ第二項トシテ「前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ關係市町
村ノ意見ヲ徵スヘシ」ト云フ項ヲ加ヘタノデアリマス、其次ノ即チ第三項ハ
原案ト變リゴザイマセヌガ、茲ニ印刷ノ誤謬ノ爲ニ御手許ニアリマスル所ノ
修正案ガ少シ違フテ居ルノデアリマス、ソレハ第四項ニナルベキモノガ三項
ノ終リニ附ケラレテ居ルノデアリマス、即チ細字デ記サレマシタル「市町村
ト瓦斯事業者ノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ基キ瓦斯事業者ガ市町村ノ
承認ヲ求メタル場合ニ於テ協議整ハサルトキ主務大臣之ヲ裁定ス」ト云フ第
四項ニアルノガ茲ニ第三項ノ終リニ記入セラレテアルノデアリマス、此第四
項ニ付テ少シク御説明ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、ソレハ市町村ト瓦
斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ト云フ意味デアリマス、ソレハ先程申上ゲ
マシタ如ク唯今マデ存シテ居リマスル所ノ報償契約ニ依リマシテ、瓦斯事業
者ガ社債ヲ募集シ借入金ヲナス、若クハ増資ヲナス場合ニ於テハ、市町村ノ
承認ヲ得ナケレバナラスト云フ即チ事業經營ニ關スル事業ヲ經營シテ行キマ
ス上ニ於テ必要ナル條項ニ付テ市町村ト協議ヲ致サナケレバナラストデアリ
マスガ、此場合ニ若シ協議ガ整ハナカッタ場合ニ於テハ、主務大臣ハ之ヲ裁定
スル權ヲ持ツノデアリマス、尙ホ又或ル種ノ報償契約ニ於キマシテハ、配當制
限ガ付セラレテアルノデアリマス、此配當制限ノ爲ニ瓦斯事業者ハ事業ヲ發
展シ得ルコトガ困難ノ場合ガアルノデアリマシテ、此時ニハ主務大臣ガ之ヲ
適當ニ裁定スル、即チ配當制限モ亦事業經營ニ關シテハ最モ緊要ナ事項デア
リマスカラ、之ヲ上下スル場合ニ於テ下ゲルト云フコトハ先ヅゴザイマスマ
イガ、上ゲル場合ニ於テ市町村ト協議ガ整ハナカッタ時ニハ主務大臣ガ之ヲ
裁定スル、斯ウ云フコトニ修正ヲ致シタノデアリマス、尙ホ第十六條ハ是ハ
原案ト殆ド意味ガ同ジデアリマスガ、唯字句ノ上ニ於ケル所ノ修正デアリマ
シテ、勿論第十六條ハ瓦斯事業者ノ任意ノ讓渡ヲナス場合デアリマシテ、強制買
收ノ場合ハ更ニ含ンデ居ラナイノデアリマス、第十七條ガ強制買收ヲナス場
合ノ規定デアリマシテ、是ハ唯「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ字ヲ此處ニ記
入シタノニ過ギナイノデアリマス、是ハ本條ダケデアリマスト云フト、例ヘバ
東京市ガ東京瓦斯株式會社ヲ買收イタシマス場合ニハ、單ニ東京市内ダケノ
事業ノミナラズ、此關係町村ノ事業モ買收イタシマセヌ場合ニハ供給ヲ斷タ
レル、是等ノ町村ハ供給ヲ斷タレルト云フ虞モアリマシ、又買收ニ關スル

協議ガ一層困難ニナリマスカラ、ソレ等ノコトヲ考慮イタシマシテ、例ヘバ
或ル市ガ一ツノ瓦斯事業ヲ買收スル場合ニ於テ、買收後ト雖モ買收前同様ニ
其地方ノ人民ハ勿論、關係市町村マデガ供給ヲ受ケ得ルヤウニ、或ハ瓦斯ノ副
業其他ニ於テモ最モ必要ナル設備ノ廢棄ニ歸セナイヤウニ不用ニナラナイヤ
ウナコトヲ、此勅令ニ依テ定ムルト云フ意味ニ於テ此處ニ「勅令ノ定ムル所
ニ依リ」ト云フ字ヲ入レタノデアリマス、其次ニ第二十四條ニ於キマシテ
ハ、是ハ瓦斯事業法ト電氣事業法トノ權衡ガ取レナケレバナラスト云フ議論
ガ委員會ニ於テ頗ル盛ンデアリマシテ、瓦斯事業法ヲ見ル時ニハ、電氣事業
法ト比ベテハ頗ル取締ガ苛酷デアルト云フ議論ガ多クタノデアリマス、例
ヘバ罰金ノ如キモ電氣事業法ニ於テハ同ジヤウナ罰則ニ對シテ千圓ヲ課シテ
居ルノニ、瓦斯事業ニ於テハ五千圓ヲ課シテ居ルノハ不當デアルト云フ意
見カラ第二十四條ニ於テ又同様ニ五千圓ヲ一千圓ニ引下ゲタノデアリマス、
此議論ハ尙ホ一委員カラ希望ヲ述べラレマシテ是非後日ニ於テ瓦斯事業法ト
電氣事業法トノ權衡ガ取ラレルコトガ必要デアアル、例ヘバ瓦斯事業法ニ規定
セラレマシタ第十四條ノ規定ノ如キ、電氣事業法ニハナイ規定デアリマシ
テ、即チ「瓦斯事業者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ
得ス」ト云フ條項ガ、之ハ電氣事業法ニハナイデアリマスガ、併シ必要ナ條
項デアアル、故ニ電氣事業法ニ於テモ同ジヤウナ條項ヲ適當ナ時期ニ於テ加ヘ
ラレムコトヲ望ムト云フノデアリマス、ソレカラ附則ニ於テ、附則ノ末項ハ
此細字デ書イテアリマス如ク變更ヲ致シマシタ、ソレハ「第十七條ノ規定ハ
本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買收ニ關シ期間ノ定ア
ルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス」ト云フ附則デアリマシテ、即チ第十七條ハ
強制買收ニ關スル規定デアリマスカラ、若シ現在ノ瓦斯事業者ガ市町村トノ
間ニ買收ニ關スル契約ガ出來テ居リマスカラ、其契約ヲ尊重イタシマシ
テ、其契約期間内ハ第十七條ヲ適用シナイ、即チ強制買收シナイト云フコト
ヲ明カニシタノデアリマス、故ニ此期間以後ニ於キマシテハ、是ハ第十七條ヲ
適用スルコトモアリマスカラ、尙ホ又市町村ト協議ガ整ヒマシタ場合ニハ、
即チ任意ノ讓渡デアリマスカラ、第十六條ノ支配ヲ受ケルモノデアリマス、
此意味ニ於テ附則ノ末項ヲ如ク變更シタノデアリマシテ、ココニアリ
マス瓦斯事業ノ買收ト云フ字ハ、決シテ強制買收ヲ意味スルモノデアリマ
セヌノデ、報償契約中ニ買收ト云フ言葉ガ使ハレテ居リマスカラ、茲ニモ同

ジ言葉ヲ用キタニ過ギナイノデアリマス、此點ハ誤解ノナイヤウニ唯今明瞭ニ致シテ置ク次第デアリマス、斯ノ如ク委員會ニ於テハ、全會一致ヲ以テ此瓦斯事業法ヲ修正議決イタシタノデアリマス、此段委員會ノ經過及ビ結果ヲ御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 此際通告ニ依リマシテ、矢口長右衛門君ニ發言ヲ許シマス

○矢口長右衛門君 唯今委員長ヨリ詳細ナル御報告ガゴザイマシテ、其修正ノ條項等ハ逐一明瞭イタシマシタ、政府案ニ依リマス、瓦斯事業ヲ壓迫ノ意味ガアルガ、此修正ニ依リマシテ保護獎勵ト云フ意味ヲ含シタト云フコトハ、本員ハ大ニ賛成シ實ニ委員諸君ノ勞ヲ多トスルノデアリマス、而シテ私ハ茲ニ此修正ニ付キマシテ、斯クマデ修正サレタ以上ハ今少シ進ンデハ如何ト思フノデゴザイマス、ソレハ第十二條ノ但書ヲ削除シテハ如何ト云フコトデアリマス、即チ「前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ關係市町村ノ意見ヲ徵スヘシ」ト云フコトガゴザイマスガ、是ハ言ハズトモ總テノコトニ付キマシテ市町村ノ意見ヲ徵スルノガ、殆ド一定ノ規定ノヤウニナツテ居ルカラ、殊更ニ茲ニ此條項ヲ掲ゲル必要ハナカッタカト云フ疑ガアリマス、而シテ之ヲ特ニ置キマシタ理由ハ如何デゴザイマスガ、尙ホ第十七條ノ此買收セラルルニ付キマシテ、相當價格ト云フコトガゴザイマセヌガ、寧ロ此ハ明カニ相當價格ト記スル方ガ宜クハナカッタカ、即チ電氣事業法其他ニ付キマシテモサウ云フ文字ガ這入ツテ居リマスガ、本條ニ單リ相當價格ト云フ文字ヲ入レナカッタ理由ハ如何デゴザイマスガ、委員會ノ御意見、即チ委員長ノソレニ付キマシテノ御意見ヲチヨット伺ヒタイノデゴザイマス、委員長ノ御答辯ヲ願ヒマス

○子爵大河内正敏君 唯今ノ第十二條ノ二項ニ關スル御質問ハ誠ニ其通りデアリマス、斯ノ如キコトハ殊更ニ法文ニ規定イタシマセヌデモ、當然主務大臣ハ關係市町村ノ意見ヲ徵スベキ筈デアリマスガ、此法案ノ立法ニ當リマシテ、出來得ル限り現在ノ報償契約ヲ尊重シタイト云フノモ、亦我々ノ考ヘタ點デアリマシテ、此報償契約ヲ尊重スル意味ニ於テ、法文ノ上ニ特ニ主務大臣ハ市町村ノ意見ヲ徵スベシト云フ項ヲ加ヘタノデアリマス、是ハ此項ガナクテモ當然ノコトデアリマスガ、尙ホソレ等報償契約ナルモノガ存シテ居リマスルカラ、一層明カニスル爲ニ之ヲ記入シタニ過ギナイノデアリマス、相當價格ト字ヲ記入シタイト云フ説モ出タノデアリマスガ、併シ是ハ勿論主務大

臣ガ之ヲ裁定セラレルヤウな場合ニ於テハ、不當ノ價格デ以テ買收スルト云フコトハ決シテナイノデアリマシテ、コ、ニハ買收ノ價格ト云フヤウナコトガアリマスガ、此價格ハ當然相當價格デアリマス、相當價格デナイ場合ニ於テハ、決シテ主務大臣ハ之ヲ裁定シナイノデアリマス、當然申スマデモナク是ハ相當價格ト御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

○矢口長右衛門君 唯今ノ委員長ノ御答辯デ委員會ノ意ノアル所ハ諒ト致シマシタ、此項タル寧ロ末葉ニ屬スルモノデス、而シテ修正ニ於キマシテハ其精神タルヤ至極徹底的デゴザイマスカラ、私ハ其以外ニ付テハ別ニ質問ハ致シマセヌ

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵大河内正敏君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第一條ヨリ第十一條マデ問題ニ供シマス……原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第十二條ヲ問題ニ供シマス……特別委員ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第十三條ヨリ第十五條マデ問題ニ供シマス……原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第十六條及ビ第十七條ヲ問題ニ供シマス……特別委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第十八條ヨリ第二十三條マデ問題ニ供シマス……原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第二十四條ヲ問題ニ供シマス……特別委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第二十五條、第二十六條、第二十七條ヲ問題ニ供シマス……原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ附則全部ヲ問題ニ供シマス……特別委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、瓦斯事業法ト云フ標題マデ含ンダモノト御承知ヲ請ヒマス、是デ第二讀會ヲ終リマシタ

○子爵西大路吉光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵大河内正敏君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 日程第五、岩北軌道株式會社所屬軌道經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

ノ續、委員長報告、佐佐木侯爵

岩北軌道株式會社軌道經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十二年三月十四日

右特別委員長

侯爵佐佐木行忠

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル〕

○侯爵佐佐木行忠君 本案委員會ニ於キマシテハ、政府委員ヨリ説明ヲ承リマシタ外、何等ノ質問モナク、何等ノ意見モナク、全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵豊岡圭資君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵豊岡圭資君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、中央卸賣市場法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、吉井伯爵

中央卸賣市場法案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正十二年三月十六日

右特別委員長

伯爵吉井 幸藏

貴族院議長公爵徳川家達殿

(特別委員ノ修正ニ係ル條ノミチ印刷シ其ノ他ハ之ヲ略ス小字ハ修正文)

第七條 開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸

賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ○損失ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ地方長官ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ九十日內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

中央卸賣市場法案特別委員會ノ報告ニ對スル少數者意見

右貴族院規則第五十六條及第四十八條ニ依リ提出候也

大正十二年三月十六日

上山 滿之進

男爵坪井 九八郎

男爵赤松 範一

藤田 四郎

伊澤 多喜男

片岡 直輝

貴族院議長公爵徳川家達殿

中央卸賣市場法案特別委員會ノ報告ニ對スル少數者意見
本案第一條中「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人」ヲ削除スヘキモノナリトス

〔伯爵吉井幸藏君演壇ニ登ル〕

○伯爵吉井幸藏君 中央卸賣市場法案ノ提出ニナリマシタ理由ハ、物資配給機關ヲ整備イタシマシテ、都市ニ於ケル食糧品ノ供給ヲ圓滑ニスルト同時ニ其取引組織ヲ改善シテ、價格ノ決定ヲ公正ナラシメルガ爲ニ、中央卸賣市場ノ制度ヲ設クルノガ必要デアルト云フ理由デアリマス、本會ノ委員會ハ五回開キマシテ、質問應答モ澤山アリマシタ、其政府ノ説明ト及ビ提出サレタ參考書ニ依リマシテ、現在ノ市場ノ狀況ヲ申上ゲマスルト、現在ハ各都市ニ數箇ノ市場ガ散在シテ居ルノデアリマス、併シ是ハ多年ノ間ニ段々ト出來上リマシテ、或市場等ニ於キマシテハ數百年掛ッテ出來タモノデアリマシテ、自然ニ設備等ガ誠ニ不完全デアリマス、運搬ニ於キマシテモ、市場ト産地ノ間ノ運搬ガ不完全デアリマシテ、是ガ爲ニ誠ニ費用ナドモ嵩ムノデアリマス、一ツノ例ヲ舉ゲマスルト、宮城縣ノ鹽釜カラ隅田驛マデニ、汽車ノ運賃ガ貸切扱デ一噸ニ付キマシテ七圓七十五錢デアアルノデアリマス、然ルニ隅田川ヨリ日本橋ノ魚市場マデ一噸ノ荷物ヲ持ッテ參リマスルニ、十五圓九十錢掛ル、即チ宮城縣カラ隅田川マデ來ル運賃ノ倍モ著京ノ後掛ル譯デアリマス、取引上ニ於キマシテモ種々ナ弊害ガアリマシテ、今デハ生産者消費者及ビ市場開設者等ガ無益ノ費用ヲ要シテ居ル譯デアリマス、消費者ノ仕拂代金ハ生産者ノ手取代金ノ二倍ニ至ルコトハ普通デアアル、又甚シイ例ヲ舉ゲマスルト、本年秋刀魚ノ大漁ノ時ニ、卸賣市場デハ一尾一錢五厘ニ當ルモノヲ山ノ手邊デ七八錢ニ賣ッタト云フ例モアリマス、種々取締モ付カナイノデアアル、ソコデ中央市場ガ出來レバ、斯様ナ風ノ缺陷ヲ補ハレルト云フ譯デアリマス、中央卸賣市場ハ成ルベク海ニモ陸ニモ便宜ナ場所ヲ見テ敷地ヲ選ビマシテ、鐵道ヲ引込ミ繫船岸ヲ造リ「クレーン」等ヲ備ヘ、尙ホ自動車モ備ヘ、運搬荷役及ビ遠方ヨリ物資ヲ引クコトヲ容易ナラシムルノデアリマス、又貯藏庫、冷藏庫等ヲ設ケ、食糧品ノ供給量ヲ調節シ、取引方法ヲ改善シ、價格ノ決定ヲ公正ナラシメ、其平調ヲ期スルコトガ出來ル、尙ホ又大事ナ食糧品ノ取扱ヲ衛生的ナラシムルコトモ出來ルノデアリマス、主務大臣ハ第一期ノ計畫トシマシテ、六大都市ニ開設ヲ指定サレル筈ニナッテ居リマス、ソレニ對スル特別

ノ施設ニ付キマシテ補助ヲ與ヘラレルコトニナツテ居リマスガ、本年ノ豫算ニハ三箇年分ト致シマシテ、二百四十萬圓ヲ要求サレテアリマス、此市場ノ開設ニ付キマシテハ、開設ニ關スル要件ハ此法案ニアルノデアリマスルガ、此法案ニ付キマシテハ、澤山ナ質問ガアリマシタ、其主ナルモノハ第一條ト第六條ニ關スルモノデアリマス、第一條ニ市場開設ヲ命ゼラレル第一ノ開設者ハ公共團體ニ命ゼラレルコトガ規定シテアルノデアリマスケレドモ、萬一公共團體ガ何カノ事情ニ依リマシテ此施設ヲナスコトガ出来ナイ場合ニ於キマシテハ、民法ノ第三十四條ニアリマスル公益法人ニ指定セラレルコトモアルト書イテアル、此點ニ付テ公益法人ニモ許ス場合ガアルト云フコトニ付キマシテハ、澤山ナ質問ガアリマシタ、公益法人ノ取締ガナカナカムヅカシイヤウデアアル、從來ノ政府ハ其取扱ガ能ク出来ナイノミナラズ、公益法人其モノガドウモ深切ニ仕事ヲシナイ、現ニ二三年前ニ或ル評判ノ好イ公益法人ガ土地ヲ買入レルニ付テ二日前ニ五萬圓ノ賣價デアッタモノヲ二日目ニ之ヲ十八萬圓トカ十三萬圓トカ三倍ホドソレヲ高ク買ツタト云フヤウナ不都合ナモノモアッタ、斯様ナコトヲスル公益法人ニ市場ノ開設ヲ命ゼラレルト云フコトハ、誠ニ危険デアルト云フヤウナ、危険デハナイカト云フヤウナ質問デアリマシタ、ソレニ對シテ、政府ハ先ヅ第一ニ公共團體ニ命ズルノデ、何カノ事情ニ依テ萬々一イケナイ時ニ是ハ公益法人ニ許スト云フ途ヲ開イテ置カナケレバ、此大事ナ制度ガ空文ニナツテ仕舞ウ場合デアアル、且ツ從來ノ公益法人ハ民法ノ規定ニ依テ取締ラレルノデアアルガ、此中央市場ニ於キマシテハ民法ノ制裁ヲ受ケルノハ勿論デアリマスガ、其上ニ此法律ニ依テ嚴重ナル取締ガ出来ルト云フヤウナ途ガ立ツテ居ル、ソレハ此法案ニアリマス通り諸君ガ御覽ニナリマシタ通りデアリマス、ソレデ差支ナイト云フヤウナ答辯デアリマシタ、討論ニ入りマシテカラ此第一條ノ「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人」、此三十文字ヲ削除スベシト云フ修正説、削除説ガ出マシタ、然ルニ是ハ遂ニ否決ニナリマシタ、六ノ賛成デ反對ガ八人アリマシタ、次ニモウ一ツ修正ガアリマス、ソレハ第七條デアリマス、第七條ニ「開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ損失ヲ補償スヘシ」ト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、此補償ニ付キマシテハナカナカ面倒ガ起ルデアラウ、殊ニ近頃此法案ガ議會ニ出マシテカラ新タニ問屋ナドヲ……新タニ卸賣業等ヲ願出ル

者ガ數百アル、是等ニ對シテモ補償スルヤウニシナケレバナラスコトガ起ルデアラウ、何カ是ニ標準ヲ決メテ制限ヲ立テテ置カナケレバ將來甚ダ面倒ガアラウト云フ所カラ、此損失ニ對シテハ「對シ」ノ下ニ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ此十字ヲ加ヘル、サウシテ置イテ勅令デ相當ノ制限ヲ立テレバ宜イト云フ意見デ、此修正ガ出タノデアリマスガ、此修正ハ大多數ヲ以テ可決ニナリマシタ次第デアリマス、其他ノ條項ニ於テハ何モ異議ハアリマセズ可決イタシマシタ譯デゴザイマス、斯様ナ次第デゴザイマスルカラ、本場ニ於テモ委員會ノ修正通り御決定アラムコトヲ希望スルノデアリマスルガ、少數者カラ此修正意見ガ是ニ出テ居リマスルガ、是ハ即チ第一條ノ中デアリマス、是ハ唯少數意見ガ出テ居ルト云フコトガケケヲ申シマシテ私ハ止メマス、ドウゾ委員會ノ意見通り、修正通り御賛成アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公徳徳川家達君) 是ヨリ通告ニ依リマシテ質疑ヲ許シマス

○伊澤多喜男君 極ク簡單デゴザイマスルカラ當席ヨリ……

○議長(公徳徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○伊澤多喜男君 委員會ノ席ニ於テモ度々伺ツタノデアリマスガ、此際モウ一度伺ツテ確メテ置キタイト思フノデアリマス、ソレハ本法案ノ規定ヲ御覽ニナリマシテモ開設者、市場開設者、即チ公共團體若クハ公益法人ガ、公益法人ソレ自身ガ卸賣ノ業務ヲ爲スコトガ出来ルカドウカト云フコトハナイノデアリマス、ソレデ委員會ニ度々質問シマシタケレドモ、是ハ本案ヲ大體見レバ分ル、斯ウ云フヤウナコトデゴザイマスガ、兎ニ角法案ノ中ニナイノデアリマス、今一應其點ヲ確メテ置キマス、言換ヘマスレバ市場開設者、即チ公共團體若クハ公益法人ハ彼レ自ラ其業務ヲ爲スコトガ出来ルカドウカト云フコト、ソレカラ其次ニ伺ヒタイノハ、本案ニ公共團體ト申シテ居リマスルノハ、普通ノ解釋通り、地方公共團體ト云フノハ府縣市町村ト私ハ解スルノデアリマスガ、念ノ爲ニサウデアアルカト云フコトヲ伺ヒタイ、ソレカラ其次ハ此第一條ニ特別ノ場合ニ於テハ云々ト書イテアリマスガ、唯今委員長ノ報告ニモゴザイマシタガ、萬已ムヲ得ザル場合ニ政府ハ許可スルノデアリマスガ、果シテ萬已ムヲ得ザル場合ト云フコトガアルカ、其萬已ムヲ得ザル場合ト云フノハ、ドウ云フ場合ヲ想像シテ居ラレルノデアリマスガ、此三點ヲ伺ヒタイ……大臣カラ御答ヲ願ヒマス

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 伊澤君ノ三點ノ御質問ニ御答イタシマス、第一

點ハ市場開設者、即チ地方公共團體若クハ公益法人モ亦此市場ニ於テ賣買ヲ

致スコトガ出來ルノデアアルカドウカト云フ御質問デアリマス、是ハ普通ノ場

合ニ於テハ問屋業者タル卸賣業者ガ開設セラレタル市場ノ中デ賣買スルト云

フノガ普通ノ場合デアリマス、併ナガラ或ル特殊ノ事情ニ因テ開設者自ラ

卸賣ヲ致スコト云フコトモ出來得ル見込デゴザイマス、致サセル積リデゴザイ

マス、ソレカラ第二點ノ地方公共團體ト云フハ如何ナルモノデアアルカ、之ハ

伊澤君ノ御述べニナリマシタ通り府縣市町村ヲ指スノデゴザイマス、ソレカ

ラ第三ノ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公益法人ニ開設ヲ許スト云フ特別ノ事

情ト云フノハ如何ナルモノヲ指スト云フヤウナ御趣意ノ御質問デアリマシタ

ガ、是ハ唯今はノ事情ヲ以テ特別ノ事情ト具體的ニ申上ゲルコトハ出來ナ

イノデゴザイマス、其時其場所ニ應ジテ、地方公共團體ガ開設スルコトガ出來

ナイ場合ニ於テハ己ムヲ得ズ公益法人ノ開設ヲ認メル、斯ウ云フコトデゴザ

イマスルカラ、唯今カラ是ノ事情ト云フコトヲ限定スル譯ニハ參リマセス

○伊澤多喜男君 唯今ノ御答辯ノ中デ市場開設者ガ卸賣ノ業務ヲ爲スコトハ

例外的ノ場合デアルト云フヤウナ意味合ノ御答ガゴザイマシタガ、果シテサ

ウデゴザイマセウカ、私ハ寧ロ此法案ヲ通讀シ、且ツ委員會ニ於テ政府委員ノ

御説明ヲ伺、テ見ルト云フト、市場開設者ガ此業務ヲ爲スコトガ原則デアツテ、

問屋業者トカ其外ノ營業者ヲシテ之ヲ爲サシムルト云フコトハ寧ロ例外デア

ル、第十條ノ規定ニ依レバ寔ニ其事ハ能ク明瞭デアルト思フノデアリマス、

ノミナラズ委員會ニ於ケル政府委員ノ説明モサウデアッタト思ヒマス、其外ニ

内務省ニ設ケラレマシタ社會事業調査會ノ建議案ニモ其通りノコトガ書イテ

アルノデアリマスガ、果シテ政府ハ唯今ノ農商務大臣ノ御答ノ通りノ御解釋

ヲ持ツテ居ルノデアリマセウカ、或ハ如何カ御間達デハナイカト思ヒマスカラ、

モウ一遍伺ヒマス、ソレカラ特別ノ場合ト云フノハ今カラ判ラヌト云フコト

デアリマスガ、凡ソ法律ヲ制定スル場合ニハ、ドウ云フ場合ガ起リ得ルト云フ

コトヲ御考ニナツテ、サウシテ此特別ノ場合ト云フコトヲ書イタノダラウト

思ヒマス、ソレデ萬已ムヲ得ザル場合ト云フコトハ、先刻委員長ノ報告セラ

レタ通り、政府委員モ又屢申サレタ通りデアリマス、其萬已ムヲ得ザル場合

ト云フノハドンナ場合デアアルカ、ソナコトハ兎ニ角案ヲ出サレルカラニハ、

何か斯ウ云フ場合ガアルト云フコトヲ御豫測ニナツテ居ルノデアリマセウ、

一ツノ場合デモ二ツノ場合デモ宜イカラ是非御示シテ願ヒマス

(國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(荒井賢太郎君) 第一ノ御質問ニ對シマシテ重ネテ御答ヲ致シマ

ス、市場ノ開設者ガ自ラ卸賣ヲ致スコト云フコトヲ、伊澤君ハ本案ノ原則ノヤ

ウニ御解釋ニナツテ居ルヤウデアリマス、此普通ノ卸賣業者ガ市場内ニ於テ

致スコト云フコトハ殆ド例外ノヤウニ仰ツシヤイマシタガ、是ハ決シテ左様ナ趣

意ニハナツテ居ラナイ、ソレデ本案ハ市場開設者ガ致シマシテモ、ソレカラ

普通ノ問屋業者ガ致シマシテモ差支ハナイノデゴザイマスガ、普通ノ場合ニ

於テハ多ク問屋業者ガ其中ニ於テ致ス、斯ウ云フコトニナラウト思ヒマス、

ソレカラ市場開設者ガ卸賣業務ヲ致スコト云フ場合ハ却テ種類ガ少イコトデア

ラ、斯ウ信ジテ居リマス、普通ノ場合ニ於テ普通ノ問屋業者ガ致ス方ガ多イ

ト、斯ウ信ジテ居リマス、ソレカラ第三ノ何等カ特別ノ事情ノアル場合ト云

フノハ、具體的ニ是ノ事情ノ存スル場合ト云フコトヲ例示ヲ致シタラ宜カ

ラウト云フヤウナ御質問デゴザイマスルガ、是ハ公共團體ノ財政ノ狀況カラ

モ來マセウシ、種々ナル事情ノ爲ニ、實際公共團體ガ開設スルコトガ出來ナ

イト云フコトガ生ジ得ナイトハ限ラナイノデアリマスカラ、左様ナ時ニ公益

法人ヲシテ開設ニ當ラシムル、斯ウ云フノデゴザイマシテ、唯今カラ是ノ

場合ト云フヤウナ具體的ノコトヲ申上ゲル譯ニハ行カヌト思フ、財政上其他

特殊ノ事情ノ爲ニドウシテモ開設スルコトガ出來スト云フコトガ生ジ得タ場

合ニ於テ、初メテ適用サレルノデアリマスカラ、ソレ等ノ場合ヲ豫メ限定シ

テ申上ゲル譯ニハ行カヌト思ヒマス

○伊澤多喜男君 莫ウ一度ダケ伺ヒマス、唯今ノ此市場開設者ガ卸賣ヲ爲ス

ノガ原則デアアルカラ、一方ハ或ハ例外ダ、斯ウ云フコトニ付キマシテハ、私ハ

唯今第十條ヲ舉ゲタノデアリマスガ、第十條ニハ「地方長官ノ許可ヲ受ケタ

ル者ハ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得」ト云フコトガゴザイ

マシテ、兎ニ角地方長官ノ許可ヲ受ケタ者ハ爲スコトガ出來ルコトニ、第十

條ニアルノデアリマス、サリナガラ此法案ノ何所ヲ見マシテモ、開設者自身

ガ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得ト云フ箇條ハナイノデアリマス、デ委員會デモ

度々質問イタシマシタ所ガ、政府ノ答辯ハ頗ル曖昧デアアル、デアアルカラシテ

結局此法案全體ヲ讀メバヤリ得ルノデアアル、寧ロソレガ原則デアルト云フヤ

ウニ我ニ聞エタノデアリマス、唯今私ガ社會事業調査會ノ建議案ナルモノ

ヲ引用シタノデアリマスガ、此社會事業調査會ノ建議ニハ何ト書イテアルカト云フト、「中央市場ニ於テハ市場設置者自カラ營業ヲ爲シ、又ハ地方長官ニ於テ公認シタル者ヲシテ營業セシムルコトヲ得」、斯ウ書イテアル、此建議ガ基ニナッテサウシテ此法案ト云フモノガ出來タト云フコトハ、屢、政府當局者ガ委員會ニ於テ言明シテ居ルノデアリマス、之ヲ讀ムトドウシテ唯今農商務大臣ノ御答辯ノヤウナコトガ考ヘルコトガ出來マセウカ、諒解ガ何トシテ……少クトモ二ツノモノガ同一ノ地位ニアルト云フコトダケハ明カデア、況ヤ大體ガ社會政策ノ意味カラ斯様ナ仕事ハ公共團體ヲシテヤラセルト云フコトガ、今日世界ノ趨勢デアッテ、又日本ノ大體ノ趨勢デアラウト思フ、其事ハ假ニ別問題トシテモ、明カニ斯ウ書イテアル、サウシテ此法案ニハ何處ニモ唯今ノ農商務大臣ノ言ハレタヤウナコトハ書イテナイノデアリマス、デ私ハ農商務大臣ガ何カ御間違ニナッテ居ルノデアラウト思フノデアリマスケレドモ、併シ是ハ幾度質疑ヲ重ネマシテモ同ジコトデアラウト思ヒマスカラ、質問ハ是デ打切りマス

○湯淺倉平君 唯今ノ質問ト應答ノ狀況ヲ伺ヒマシテ疑問ガ起リマシタカラ、簡單ニ質問ヲ致シマス、本案第一條ノ特別ノ事情アル場合ト云フ文字ハ、地方公共團體ニ於テ中央卸賣市場ヲ開設スル意思ナキ場合ト云フヤウニ解スルノハ誤リデアリマスガ、若シ地方公共團體ガ中央卸賣市場ヲ開設スル意思ヲ持ッテ居ル場合ニ於テモ、公共團體ニ開設ヲ許サズシテ、民法第三十四條ノ法人モ經營ヲ許サルル御考ガ政府ニ御有リナノデアリマセウカ否ヤ、更ニ地方公共團體ト云フ文字ノ中ニ、府縣市町村ヲ含ムト云フ御答辯デアリマスカラ伺ヒマスガ、市町村ト府縣ト共ニ中央卸賣市場ノ經營ヲ致シタイト云フヤウナ場合ニハ、何レヲ先キニ致サレルノデアルカ、又市町村ガ市場經營ノ意思ガナカッタ場合ニハ、府縣ヲシテ經營セシメル、或ハ順位カラ申シマシテモ、先ヅ以テ府縣ニ意思ガナイカト云フコトヲ確メラレテ、次ニ府縣ニ經營ノ意思ガナカッタ場合ニ、市町村ニ經營セシメル、斯様ナ風ノ御取扱ニナル御考デアリマセウカ、是ダケノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 御答イタシマス、勿論地方公共團體ガ市場ヲ開設シヤウト云フヤウナ意思ガアリ、又之ヲ開設スル場合ニ、勿論之ニ開設セシメル積リデ居ルノデアリマス、デ公益法人ニ開設ヲ許スヤ、地方團體ニ於テ

開設スルコトガ出來ナイ事情ガアッタ場合ニ公益法人ニ許ス、斯様ナ積リデゴザイマス、ソレカラ地方公共團體ニ於テ府縣ヲ先キニスルカ、市町村ヲ先キニスルカト云フ御質問ノヤウデゴザイマスルガ、是ハ其時ノ事情ニモ依リマセウケレドモ、當局ノ考ヘル所デハ、先ヅ直接關係ヲ有スル公共團體ヲシテ、先ヅ之ヲ開設セシメルト云フコトガ順序ノヤウニ考ヘテ居リマス、故ニ府縣ト市町村ト共ニ開設スル意思ガアレバ、先ヅ以テ市町村ヲ以テ開設セシメルト云フコトガ適當ノ順序デアラウ、斯ウ考ヘテ居リマス

○湯淺倉平君 唯今ノ御答辯デ少シ諒解イタシマシタガ、特別ノ事情アル場合ト云フ文字ガ市町村ニ於テ市場ヲ經營スル意思ガナイト云フ趣旨ニ解スルノハ誤リデアルカ否カト云フ點ニ付キマシテ、當局ノ御答辯ハ市町村ニ經營ノ意思ガアル場合ニハ之ヲ許ス、斯ウ云フコトハ一應御認メニナッテ居ルヤウデアルガ、市町村ガ經營スルコトノ出來ナイ事情ノアッタ場合ニハ公益法人ニ許スト云フ御答辯ガ、其點ガ少シク明瞭ヲ缺イテ居ルト思ヒマス、ソレハ市町村デ市場ヲ經營スル意思ガアッテモ、當局ニ於テ市町村ガ經營スルコトガ不可能ト云フ御認定ノ下ニ市町村ノ意思ニ頓著ナク、民法第三十四條ノ法人ニ許サルルヤウナ場合ガアルカ否ヤ、ソレカラ次ニハ市町村ガ民衆ニ直接ノ團體デアルカラ、先ヅ第一ニ之ニ經營セシムルト云フ御答辯ハ諒解イタシマシタ、併ナガラ市町村ガ經營ヲ躊躇シタ場合、其場合ニ上級公共團體タル府縣ヲ差措イテ、公益法人ニ許サルル場合ガアルノデアリマスカ否ヤ、公共團體デアアル市町村ガ經營ヲ躊躇シタル場合ニ於テ、上級ノ公共團體タル府縣ヲ差措イテ、民法第三十四條ノ公益法人ニ直チニ經營セシムルト云フヤウナ御取扱ニナル御見込ミデアルカ否ヤ

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 市町村ニ於テ卸賣市場ヲ開設スルノ意思ノアル場合ニ於テハ、公益法人ヲシテ開設セシムルト云フコトハ、絶對ニセナイ積リデアアルカ、斯ウ云フ御質問ノヤウデアリマスガ、大體サウ云フコトデアリマセウ、併ナガラ市町村ノ開設ヲ促シテモ、何レ開設スル積リデゴザイマス、併シ目下ノ狀況ニ付テ五年ナリ六年ノ間ハ到底開設出來マセス、開設ノ希望ハ致シテ居リマスガ、併シ十年ノ後デナケレバ市町村ノ財政デハムヅカシイト云フヤウナルコトガアリシナラバ、假令市町村ガ、地方公共團體ガ開設ノ意思ガアリシテモ、其ノ意思ガ何時實行出來得ルカ分ラヌ、ソコデ五年モ六

年モノ後デナケレバ、到底實行ガ出來マセヌト云フコトナラバ、斯ウ云フ特殊ノ事情ノアリマスル時ニ、更ニサウ云フ場合ニハ公益法人ニ許ストハ申シマセヌケレドモ、能ク詮議ヲ要スルコトデアラウト私ハ思フ、ソレ故ニ市町村ニ於テ若クハ府縣ニ於テ開設ノ意思ガアリ、又普通ノ考ニ於テ開設シ得ルト云フコトデナケレバイカナイト考ヘテ居ル、唯意思ガアッタ場合ニハ最早特別ノ事情ト云フモノノ存スルノヲ認メナイカト云フコトヲ極端ニ申サレルト云フト、コ、十年二十年ノ間ニ於テハ到底開設ハ出來マセヌガ、其後ニ於テハ開設シマスト云フ意思ヲ持ッテ居ルト云フ場合ニモ、矢張り特殊ノ事情ナシトシテ公益法人ニ許可スルコトガ出來ヌト云フヤウニ解釋スルト云フコトハ、非常ニ窮屈ニナルダラウト私ハ思ヒマス、ソレ故ニ特殊ノ事情ト云フコトハ、其時ニ應ジテ世間ガ何人モ認メテ以テ是ハ尤モデアルト云フ事情ノ下ニ於テハ、之ヲ公益法人ニ認メマシテモ差支ナイト私ハ信ジテ居リマス、次ニ……ソレダケデゴザイマシタカ

○湯淺倉平君 モウ一ツノ御尋ハ、市町村ガ市場開設ノ經營ヲ躊躇スル場合ニ於テハ、其上級ノ公共團體タル府縣ヲ、第二次ノ順位ニ置カレテ御取扱ニナルノデアリマスガ、府縣ヲ差措イテ、市町村ニ開設ノ意思ガナイカラ、民法第三十四條ノ法人ニ許可スルト云フヤウナ御取扱ニナルコトハナイノデアリマセウカト云フ點ヲ御伺ヒ致シマシタ

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 御答イタシマス、普通ノ場合ニ於キマシテハ、唯今湯淺君ノ御述ベノ通り、地方公共團體ニ先ヅ以テ經營サセルト云フ、斯ウ云フ趣旨デアリマシテ、其地方公共團體ノ中ニハ、市町村ノミナラズ府縣ヲ包含シテ居リマスルカラ、若シ市町村ガ躊躇イタシマスル場合ニハ、次ニハ府縣ニ對シテ之ヲ勸メルト云フコトハ、普通ノ順序ト心得テ居リマス

○阪本鈺之助君 些細ナルコトデゴザイマスガ、チヨット承ッテ置キタイト思ヒマス、此唯今修正ノ問題ニナッテ居リマスル第七條ノ第二項ニ、「九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」トアリマスルガ、總ジテ法文ニハ何日以内トナッテ居ルノガ例ノヤウデアリマス、現ニ唯今決議ニナリマシタ瓦斯事業法案ニハ「三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」、「以内」トアリマスガ、唯今問題ニナッテ居リマスル第七條ノ第二項ニハ「九十日以内」トアリマス、「以」ト云フ字ガ、若シ謄寫者クハ印刷ノ際ニ落チタノデアリマセヌデ

ゴザイマセウカ、初メテ政府ガ出サレタ時分ニハ「以」ト云フ字ガアッタノガ何處カ轉々スル間ニ「以」ノ字ガ、一字漏レタノデハゴザイマセヌデセウカ、愈々出來上ッテ仕舞ッタ時ニ、何ヤラ氣ノ濟マヌヤウナ氣ガ致シマスガ、若シ左様デアルナラバ、此際御正誤ニデモナルヤウナ御便法ハアリマセヌカ、ソレトモ固ヨリ此通りデアアル、斯ウ云フコトデアリマスレバ、ソレマデノコトデゴザイマスガ、如何デアリマセウカ

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 唯今ノ御質問ハ、法制上ノ文句ノコトデゴザイマスルガ、是ハ近來ハ九十日以内ト云フヤウニ「以内」ト申シマセヌデ「内」ト云フダケデ致シタト云フ例ガアルサウデゴザイマス

○阪本鈺之助君 諒解イタシマシタガ、ソレナラバ後デ……後デデモゴザイマセヌガ、今度唯今同一議場デ議セラレタ瓦斯事業法ニ「以」ノ字ヲ付ケタガ惡カッタト云フコトニナルノデゴザイマス、同日而カモ僅カ二十分カソコラノ間ニ我ガ貴族院デ議スル議案ニ、片一方ハ「以内」トアリ、片一方ハ「内」トアルト云フコトハ、私共ノ如キ潔癖ナ者ニ取リマシテハ、甚ダ氣ノ濟マヌコトデアリマス、政府ガソレデ宜シイト云フコトデアレバ、殊更害ノナイコトデアリマスカラ、別ニ何トモ申シマセヌガ、誠ニ氣ノ濟マヌコトト存ジマス

○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御發言モナイト存ジマスカラ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛笥隆督君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵藪篤麿君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、休憩イタシマス、午後ハ一時三十分ヨリ開會イタシマス

午前十一時五十六分休憩

午後一時四十三分開議

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ報告ヲ致サセマス

[長書記官朗讀]

本日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ之ヲ衆議院ニ送付セリ

瓦斯事業法案

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案

岩北軌道株式會社所屬軌道經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

本日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案外一件特別委員會

- 委員長 子爵 五島 盛光君
- 副委員長 男爵 徳川 厚君

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、是ヨリ中央卸賣市場法案ノ第二讀會ヲ開キマス

中央卸賣市場法案ニ對スル修正案
右議院法第二十九條ニ依リ提出候也

大正十二年三月十七日

發議者

- 上山 滿之進 男爵 坪井 九八郎 男爵 赤松 範一
- 藤田 四郎 伊澤 多喜男 片岡 直輝

贊成者

- 侯爵 鍋島 直映 侯爵 細川 護立 侯爵 佐佐木 行忠
- 淺田 徳則 松 室 致 大島 健一
- 嘉納 治五郎 男爵 西村 精一 江木 千之
- 荒川 義太郎 仲 小路 廉 男爵 坂本 俊篤
- 男爵 目賀田 種太郎 男爵 山内 長人 岡田 良平
- 中村 是公 男爵 斯波 忠三郎 男爵 船越 光之丞
- 男爵 黒田 長和 男爵 佐竹 義準 男爵 藤村 義朗

男爵 小畑 大太郎 男爵 東郷 安 男爵 矢吹 省三

谷 森 眞男 仁 尾 惟 茂 木 内 重 四 郎

阪 本 鈺 之 助 若 槻 禮 次 郎 菅 原 通 敬

田 所 美 治 江 木 翼 湯 淺 倉 平

石 谷 傳 四 郎 矢 口 長 右 衛 門

貴族院議長公爵徳川家達殿

(ハ削除ノ符號)

中央卸賣市場法案中左ノ如ク修正ス

第一條 本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人カ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜

及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲主務大臣ノ指定スル都市及其ノ隣接地ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ

中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲ナス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得

○議長(公爵徳川家達君) 第一條ヲ問題ニ供シマス、第一條ノ修正案ニ對スル説明ヲ上山君ニ願ヒマス

[上山滿之進君演壇ニ登ル]

○上山滿之進君 御手許ニ配付ニナツテ居リマス通りニ、第一條ニ我々ハ修正ヲ加ヘタイトスルモノデアリマス、此修正ハ特別委員會ニ於テ、六名對八名デ否決ニナリマシタ、少數意見ト同様デアリマス、先ヅ御斷リ申シテ置キマスガ、修正案トシテ提出イタシマシタノハ、第一條ノ中ノ「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人」是ダケノ文字ヲ削ルト云フダケデアリマス、併ナガラ此法案ノ中ニハ、之ニ關聯シタ箇條ガ外ニ四箇所ホドアリマス、是ハ此第一條ガ修正ノ通りニ可決セラレテ、其公益法人ヲ省ク趣意ガ認メラレタ後ニ於テ、事務局ニ於テ然ルベク法文ノ整理ヲシテ戴ク積リデアリマスカラ、之ヲ御含ミテ願フテ置キマス、中央卸賣市場ガ、今日ノ時代ニ於テ極メテ必要デアルト云フコトハ、我々一切異論ハナイノデアリマス、寧ロ一日モ速ニ斯ノ如キ機關ノ設備ノ出來ルコトヲ切望ヲ致スノデアリマス、尤モ申スマデモナク、斯ノ如ク重要ニシテ必要ナルモノデアリマス以上、是ガ健全ニ發達スルコトヲ第一ノ要件ト致スノデアリマス、政府ノ原案ハ、此中央卸賣市場ノ健全ニ發達スルコトノ要求ニ對シテ

缺陷ガアルト云フノガ、我々ノ主張デアリマス、言葉ヲ換ヘテ申セバ、中央卸賣市場ノ開設者ニ公益法人ヲモ許スト云フコトハ、尠カラザル弊害ヲ起ス虞ガアルト云フコトデアリマス、之ニ弊害ヲ起セバ勿論其法人ニ依テ經營セラル、中央卸賣市場ガ健全デアルベキ筈ハナイ、其餘毒ハ其中央卸賣市場ノ管轄ニ屬スル市民、總テ之ヲ負擔シナケレバナラヌコトニナルデアリマス、凡ソ斯ノ如キ卸賣市場ノ開設者タルベキ者ニハ必要ナ資格ガアルノデアリマス、其第一ハ其開設者ノ資力ガ豊富デアルト云フコトガ必要デアアル、次ニハ其開設者ガ一切私ノ利益ヲ考ヘナイト云フコトガ必要デアアル、若シ此開設者ニシテ資力十分ナラザルニ於テハ、其事業ガ到底發達スルコトハ出來ナイ、又若シ開設者ニシテ多少デモ私ノ利益ヲ考ヘルコトガアッタナラバ、之ニ依テ生ズル弊害ハ擧ゲテ言フベカラザルモノガアルコトハ當然デアリマス、我々ハ此意味ニ於テ中央卸賣市場ガ、市町村ニ依テ經營サル、コトヲ最モ熱望スルノデアリマス、是ガ政府ノ原案ニモ第一ニ認メテアル、市町村ナラバ開設者タル要件ノ資力モ十分デアリ、又市町村タル性質上、市町村ガ私ノ利益ヲ求ムルコトモナイノデアリマス、此二ツノ要件ノ具備シタ市町村ヲシテ、中央市場ヲ經營セシムル……開設セシムルコトガ最モ宜シイコトデアリマスガ、其市町村以外ノモノニ、斯ノ如キ重要ナル社會事業ヲ營マスト云フコトハ、容易ナラヌ弊害ノ生ズルコトデアルト信ズルノデアリマス、何故ニ公益法人ガイケナイカト云フコトヲ今少シ附加ヘテ申述べタイ、公益法人ナルモノハ申上ゲルマデモナク、財團法人ト社團法人デアリマスガ、其財團ナリ社團ナリノ基本ニナル金ハドウシテ出來ルカト申セバ、財團ナラバ一時ニ多額ノ寄付金ガ集マツテ、其寄付金ノ一團ガ法人ニナルノデアリマス、社團ナラバ其社員ガ年々カ月々カ常ニ多少ノ金錢ヲ支出スル、或ハ事ノ始メニ一定ノ金額ヲ出ス、サウ云フ金デアラ出来テ、ソレガ法人ニナルノデアリマスガ、斯ノ如キ法人ニ寄付スル人々ハ何等其寄付金ニ對シテノ報酬ヲ求メナイノハ勿論デアリマス、是等ノ寄付ニ依テ成立ツタ財産ヲ以テ、寧ロ多クノ場合ニ於テハ、其利子ヲ以テ民法ニ明カニ書イテアリマス通り、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他ノ公益ニ關スル仕事ヲスルノデアリマス、是等ノ公益法人ニハ極メテ例外ハ、如何ナル場合ニアルカ、唯今私ニハ殆ド想像ノ出來ナイ程ノ稀有ナ場合デアラウト思ヒマスガ、普通ハ其資産ノ力ヲ以テ事業ヲ經營シテ行クベキモノデ、其事業ニ依テ利益ヲ擧ゲルト云フコトハナイノデアリマ

ス、是ガ常態デル、サウ云フ種類ノモノデアアルガ故ニ、資産家ノ志ノアル人ハ、時ニ依テ又其事業ニ依テ可ナリ巨額ノ金ヲ寄付スルノデアリマス、併ナガラ此中央卸賣市場ナルモノハ、是モ申上ゲルマデモナク、其市場ヲ開設シテ其使用料ヲ取り、其他種々ノ收入ガアル、此事業ニ依テ當然收入ガ生ズルノデアリマス、斯ル事業ニ對シテ如何ナル資産家モ、多額ノ金ヲ將來ノ報酬ナシニ、報酬ヲ豫期スルコトナシニ出スト云フコトハ、到底想像ノ出來ナイコトデアアル、現ニ皆サンモ御承知ノ通りニ、濟生會ノ状態ハ如何デアリマスカ、豫定ノ寄付金ハ到底集マラナイ、約束ヲシタ寄付金モ容易ニ集マラナイ、然ルニ濟生會ハ其事業ニ依テ何等利益ヲ受ケナイノデアリマスガ、純粹ナ公益ヲ目的トスル、即チ民法ニ言フ慈善ヲ目的トスル財團法人デアリマスケレドモ、ソレデストラ寄付金ノ状態ハ斯ノ如キモノデアリマス、又政府側デ特別委員會ニ於テ引用ヲセラレタ理化學研究所ノ状態ハ如何デアリマスカ、理化學研究所ノ設立ノ時ハ、私職務上多少ノ關係ヲ持つテ居リマシタノデ、可ナリ當時ノ事情ハ心得テ居ル積リデアリマス、理化學研究所モ今日ノ時勢ニ於テ大ニ理化學ノ研究ヲ進メナケレバナラヌト云フ、純粹ナ公其心ヲ以テ發起セラレ、サウシテ是ニハ御承知ノ通りニ、帝室カラ巨額ノ御下賜金ガアリマシタ、又國庫カラモ巨額ノ補助金ヲ出シマシテ、サウシテ之ニ民間ノ有志ノ寄付ヲ加ヘテ作ルト云フコトノ計畫デアッタ、所ガ其後ノ狀況ハ如何デアリマスカ、宮内省ノ御下賜金ハ固ヨリ豫定ノ通りニ下ガリマシタ、政府ノ補助金ハ既ニ先達テ御決議ニナッタト思ヒマスガ、今年ハ増加マデシナケレバナラヌヤウニナッタ、所ガ民間ノ寄付金ハ豫定ノ半バ少シ上ニ止マツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、此理化學研究所ハ如何デアリマスカ、如何ナル性質ノモノデアリマセウカ、中央卸賣市場ノ通りニ、其事業ニ依テ何カ收益ヲ擧ゲルコトガ出來ルモノデアリマセウカ、無論サウデハナイ、全ク純粹ナ公益ヲ目的トシテ成立ツタモノデアツテ、サウシテ恐レ多クモ帝室ノ御保護マデアツテ、サテ斯ノ如キ狀況デアアル、凡ソ今日ノ經濟社會ノ状態ハ、是等ノ事實ヲ以テ雄辯ニ説明サレテ居ルト思フ、政府ガ豫期セラレルガ如キ、或ハ希望セラレ、ガ如ク、多額ノ寄付金ガ後日ノ報酬ヲ豫期シナイデ、此中央市場ノ如キ、後ニ利益ヲ擧ゲルコトノ出來ルヤウナ仕事ニ向ツテ寄付セラレ、ト云フコトハ、到底常人ノ考ヘルコト能ハザルモノデアルト思フ、所ガ此中央市場ヲ經營スル爲ニ、財團法人……公益法人ヲ作ラスト云フコトデアリマスガ、ドウシ

テ政府ハサウ云フコトノ出來ルト云フ見込ガ立ツタノカ疑ハザルヲ得ヌ、寧
口疑ヒノ領分ヲ既ニ通り越シテ、全ク政府ノ考ヘテ居ラレルコトハ根據ノナ
イコトデアルト、斯ウ結論セザルヲ得ヌノデアリマス、要スルニ唯今申上ゲ
タヤウナ性質ノ公益法人デアッタナラバ、到底成立ツ見込ハナイト云フコト
ハ、極メテ明瞭デアルト思フデアリマス、實ハ此法案ノ大體ノ趣意ニ於テ
ハ贊成ヲ致シテ居リマスノデアリマスカラ、成ベク種々ノ修正ヲ試ミルコト
ハ差控ヘタノデアリマス、此點ニ於テモ、唯今申述べタ公益法人ノ點ニ於テ
モ、政府ハ是ガ出來ル積リデアルト言ハレルシ、私共ハ到底出來ナイ、斯ウ堅
ク信ズルノデアル、出來ル出來ヌノ單純ナ意見ノ相違ダケデアレバ、修正意
見ヲ提出シヤウトハ思ハヌノデアリマスガ、我々ハ出來ナイト言フ、政府ハ出
來ルト言ハレル、其處ニ非常ナ疑懼ガアルノデアリマス、即チ表面ハ公益法
人ト言ヒナガラ、實ハ其關係者ガ一個ノ利益ヲ營ムコトヲ目的トシタ場合ニ
於テ、初メテ此公益法人ナルモノガ成立シ得ルノデアリマス、關係者ガ自己ノ
利益ヲ目的トセザル場合ニ於テハ、先刻申述べマシタ通りニ、到底此公益法
人ハ成立ツ筈ハナイ、是ガ成立ツノハ、私益ヲ目的トスルガ故ニ、公益法人
ノ皮ヲ被ツテ、サウシテ私益ヲ目的トスル團體ガ出來ルコトニナルノデアリマ
ス、是ガ最モ恐ルベキコトデアアル、此意味ニ於テ是非共此公益法人ヲ此法案カ
ラ削ラナケレバナラヌト云フコトヲ深く信ズル者デアリマス、然ラバ如何ニ
シテ狼ガ羊ノ皮ヲ被ツタヤウナ、公益法人ノ名ノ下ニ於テ營利團體ガ出來ル
カト申シマス、是ハ極メテ簡單デ、表向ダケハ民法ノ規定ニ依テ、又主務
官廳ノ認可ヲ得テ出來モシマセウガ、實ハ其公益法人ニ資産財産ヲ寄付シタ
人々ハ、其公益法人ノ或ハ役員ニナリ、役員ニアラザルモ種々ノ關係者ニ
ナツテ、其公益法人ノ名義ノ中カラ配當トハ云フコトハ出來ナイノデアリマ
スケレドモ、事實配當ニ同ジキ、或ハ配當以上ノ賞與、慰勞金、手當、謝金、
何トデモ名ヲ附ケテ利益ヲ分配スルコトガ出來ルノデアリマス、是ハ此議場
ニ於テ一兩回紹介セラレタト思ヒマスルガ、競馬俱樂部ナドニ、今日ハ存ジ
マセヌガ、過去ニ於テ盛シニ行ハレタ方法デアアル、斯ル方法ヲ以テスレバ法
律上何ノ差支ハナイ、サウシテ事實ハ營利團體デアアル、而シテ看板ハ公益法
人、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、是ガ先刻申上ゲマシタ通りニ、若シ
御賣市場ヲ經營スル公益法人ガ成立スルトナッタナラバ、必ズ私益ヲ目的ト
スルモノニナル、其私益ヲ目的トスル營利ノ組合、營利ノ團體ノ形式ノ一ツ

ヲ唯今申上ゲタノデアリマス、其他斯ル事柄ニ巧妙ナ人々ニ依テハ、種々ナ
形式ガ發明サレルコトデアラウト信ズルノデアリマス、其他此種ノ、斯ノ如
キ意思ヲ以テ組織セラレタ公益法人ノ内部ニ於テ、種々ノ弊害ノ醸サルルコ
トハ寧ロ當然ノ結果デアアル、先日此議場ニ於テ同僚ノ方カラ述べラレタ東京
府市場協會ノ如キ其一例デアリマス、市場協會ノ内部ノ醜態ニ付テハ、本案
ノ特別委員會ニ於テ、詳細ニ同僚ノ委員カラ述べラレタノデアリマス、若シ
私ノ懸念スル通りニ、營利團體タル公益法人ガ成立チマシタナラバ、ソレガ
我々ノ日常生活ニ如何ナル影響ヲ及ボスノデアリマセウカ、我々ガ中央御賣
市場ヲ歡迎スル所ハ、是ニ依テ日常物資ノ配給ガ圓滑ニ行ツテ、從テ物價モ自
ラ安價ニ、安クナルト云フコトニアルノデ、又政府モサレバコソ此案ヲ提出サ
レタノデアリマス、然ルニ唯今申述べタヤウナ營利團體タル公益法人ガ之ヲ
經營スルニ至リマシタナラバ、是等ノ關係者ニ依テ利益サレルダケ、ソレダケ
我々ノ日常生活ニ負擔ヲ及ボスコトニナル、最モ直截ニ簡明ニ申シマスレ
バ、物價ハ下ルドコロヂヤナイ、却テ引上ゲラレル虞ガアル、物價ノ多少ノ高
低ハ又忍ブト致シマシテモ、斯ノ如キ公益ヲ純粹ニ目的トシナケレバナラヌ
事業ニ於テ、私利ヲ營ムヤウナモノノ存在スルコト、跳梁跋扈スルコトヲ
我々ハ容認スルコトハ出來ヌノデアリマス、政府ハ公益法人ハ已ムヲ得ザル
場合ニ於テ許スノデアアル、原則ハ市町村ニ市場ヲ開設サスノデアアル、萬已ム
ヲ得ザル場合ニ於テ、公益法人ニ許スコトガアルト云フコトノ、極メテ例外
ナ場合ノ御説明ニナツテ居リマスガ、午前ニ於ケル此點ニ關スル質問應答ニ
依テ諸君モ御承知下スッタト思ヒマスガ、其萬已ムヲ得ザル場合ト云フコト
ハ、全ク今日想像ノ出來ナイ、如何ナル場合ガアルト云フコトハ政府デモ
御説明ガナイ、最後ニ市町村ノ財政状態云々ト云フコトノ仰セガアリマシタ
ガ、是ハ御答辯ニナラヌト思フ、市町村ノ財政ガ中央御賣市場ヲ經營スルニ
不十分ナリト云フヤウナ、ソシテ市町村ハナイ、少ナクトモ差當リ之ヲ施行
セムトスル六大都市ガ、斯ル状態ノ財政デアアルト云フコトハ誰モ信ジナイ、
ソレヲ除クト其他ニ特別ナ場合、萬已ムヲ得ザル場合ト云フコトハ、政府デ
モ今日想像サヘナサルコトガ出來ナイノデアアル、唯理論上サウ云フコトガ
何十年何百年ノ中ニ起ルカモ知レナイト云フ、空漠タル想像ヲ以テ此規定ガ
置カレテ居ルト云フコトハ、私ハ信ズルコトハ出來ナイ、矢張り政府ハ何カ
斯ウ云フコトヲサレル御見込ガアルノデハナイカト思フノデ、正式ノ場合ニ

ハ御説明ガアリマセデアリマシタガ、正式デナイ場合ニ於テ私ノ諒解シタ所ニ依レバ、此公益法人ニ依テ中央市場ヲ經營サス都市ハ東京市ナリト、政府ハ御考ヘニナツテ居ルラシイ、萬々此事ハ私ノ誤クタ觀測デナイト思フ、我々東京市民ハ遺憾ナガラ自ラ斯ル必要ナル卸賣市場ヲ經營スルコトガ出來ナイノデアリマセウカ、甚ダ遺憾千萬ナコトデアリマス、私ハサウデナイト思フ、ソレハ種々ノ事情ニ依テ此法案ガ出タラ、直チニ本年内ニ出來ル、或ハ本年完成スルコト云フヤウナコトニハ行カヌコトモアリマセウカ、ケレドモ苟モ日本ノ第一ノ都會デアアル此東京市ニ於テ、コレンバカリノコトガ經營ガ出來ヌトハ、到底信ズルコトハ出來ナイノデアリマス、東京市民ノ一人トシテハ尙更ノコト、斯ノ如ク信ズルコトハ恥辱デアアルト私ハ感ズルノデアリマス、政府ハ何故ニ此公益法人ヲ削除スルコトニ熱心ニ反對サレルカト云フコトハ、私ニハ如何ニモ諒解ガ出來ナイ、此場合ニ於テ特別委員會ノ經過ノ一部ヲ皆サンニ御紹介イタヌコトノ必要ヲ感ズルノデアリマス、特別委員會ハ數回ノ會議ヲ重ネマシテ、第四回目ト記憶イタシマスガ、去ル十五日ニ懇談會ヲ開イタノデアリマス、懇談會ヲ開イタ譯ハ、修正ノ意見ガ二ツ出マシテ、其一ツハ委員會デ可決セラレタ第七條ノ點デアリマス、今一ツハ唯今茲ニ議題ニナツテ居リマス、第一條ノ公益法人ノ削除デアリマス、種々懇談會ヲ開イテ其懇談會ノ結果、委員ノ中カラ代表者ト、正式ニ選ンダ譯デハアリマセヌガ、自ラ委員ヲ代表サレテ、二三ノ方ガ政府ニ交渉セラレタ、政府ハ考慮ノ結果翌朝返答ヲサレタ、其返答ハ公益法人ノ削除ニハ反對デアルト云フコトデアツテ、更ニ又其朝ニナツテ、二三ノ諸君ヲ煩ハシ政府ニ再ビ交渉シタノデアリマスガ、結局政府ハ第七條 方ハ同意セラレマシタガ、第一條ノ公益法人ノ方ハ同意サレナイ、甚ダ私ニハ其意味ガ諒解ガ出來ナイ、事ノ性質カラ言ヘバ先刻來屢申上ゲマシタ通りニ、公益法人ハ……本當ノ公益法人ハ出來ナイモノデアアル、若シ出來タレバ必ズ私利ヲ營ム虞ノアルモノデアアル、而シテ政府ハ今此案ヲ實行スルニ付テ、主トシテ經營サセタイト思フノハ市町村デアアル、萬々已ムヲ得ザル時ハ初メテ公益法人デアアル、サウシテ其萬々已ムヲ得ザル場合ト云フノハ唯今申述ベマシタ通りニ、政府ニ何等具體的ノ御豫想ノナイ、表向デハサウナツテ居ル、又表向ニ於テハ東京市ニヤラセルト云フコトニナツテ居リマスガ、是モ今申シタ通り東京市ガ公設市場ヲ建テルコトハ出來ナイ道理ハナイト、斯ウ思フ、斯ル事情デアアル以上ハ、宣

シク政府ハ公益法人ヲ削除スルコトニ同意ヲセラルベキ筋合デナケレバナラヌ、普通ニ考ヘレバサウデアアル、ソレヲ政府ハ強ヒテ削除ニ反對セラレ……反對ヲ固執サレルト云フ趣意ハ、私ニハドウシテモ諒解出來ナイノデアリマス、政府ハ此問題ヲ以テ衆議院ノ方面ニ御交渉ニナツタサウデアアル、是ハ新聞ニモ出テ居リマス、是ハ確カニ事實ラシイ、衆議院ノ方面デモ此公益法人ノ削除ニハ餘リ賛成デナイカノヤウニ傳ヘラレテ居ル、此點モ私ハ甚ダ諒解ニ苦シムノデアアル、茲ニ私ハ一ノ事實ヲ擧ゲテ諸君ノ御判斷ニ訴ヘタイコトガアリマス、ソレハ東京ニ於テ此法案通過ノ曉ニ、公益法人ヲ組織シテ、中央卸賣市場ノ開設ノ役ニ當ラウトスル計畫ガ此法案提出前カラ成立ッテ居ッタ點デアリマス、此大要ハ先日湯淺君カラノ御質問ノ中ニ述ベラレテ居レル、斯ノ如キ公益法人ガ若シ成立ッテ、而シテ中央卸賣市場ノ開設ト云フコトニナルコトニナリマシタナラバ、其結果ハドウナルデアラウカ、甚ダ憂慮ニ堪ヘナイノデアリマス、此公益法人ノ計畫ニハ、帝國議會議員ノ中ニ深イ關係ノアル人ガアルサウデアリマス、其公益法人ハ財團法人デアリマシテ、此名稱ヲ東京中央市場ト呼ンデ居ル、茲ニ掲載シテ居リマスガ、財團法人トシテ寄付行爲ガ第一條カラ第二十一條、秩序正シク成立ッタモノガアル、此財團法人ノ資産ハ何デアアルカト云フコトヲ見マスルト、政府ノ補助金ト低利資金ノ借入金ヲ以テ財團法人ノ資産トスル、先ホド申シマシタ通りニ、巨額ノ淨財ヲ集メルコトハ、斯ノ如キ法人ニ於テハムヅカシイ、ソコデ斯ウ云フ規定ヲ設ケタデデアリマスガ、無資財ノ財團法人ガ、政府カラ頂戴スルモノト、預金部カラ拜借スルモノト、其頂戴金ト拜借金ヲ以テ資産トシテ居ルト云フコトハ、果シテ純粹ナ財團法人ト稱スベキモノデアアルカドウカト疑ハレル位デアリマス、サウ云フ風ニ一口ニ言ヘバ出ノ好イ財團法人ガ計畫サレテ居ルノデアリマス、其役員ニハ理事十名、幹事五名、サウシテ評議員ガ若干名トアルカラ、幾十名モ置ケルコトニナツテ居ル、思フニ此法人ハ政府ノ補助金ト低利資金ヲ以テ、自分達ハ一錢一厘ノ寄付金モシナイデ、中央卸賣市場ヲ經營シ、ソレニ依テ得タル利益ヲ種々ノ名義ノ下ニ、關係者ニ分ケテ取ルト云フコトニ過ギナイト思フノデアリマス、然ラズンバ斯ノ如キ計畫ヲ立テテ行ハナイノデアアル、而シテ茲ニ不思議ナ事ガ一ツアルノデアリマス、其寄付行爲ノ要領ガ茲ニ出來上ッテ居ル、其要領ノ文句ノ中ニ、此寄付行爲ハ此計畫者ガ自分デ拵ヘタモノデアラズシテ、計畫者ノ事業ノ監督ノ

位地ニ立ツベキ方面デ出来上ツタモノデハナイカト思ハレル節ガアル、私ハ
斯ク申セバトテ、農商務省デ内ノコソナ計畫ヲ立テテ、人ニヤラセヤウト
シテ居ル、サウ云フコトヲ私ハ申スノデアリマセス、唯農商務省カ東京府廳
カ或ハ市役所カ、何所カ分リマセヌガ、東京ノ中央卸賣市場ノ監督ノ位地ニ
アル何所カノ役所デ、其役所ノ何所カノ隅デ出来タモノデアリヤウニ見エ
ル文句ガアル、二三箇所アリマスガ、其最モ顯著ナルモノヲ申シマス、第一
ニ斯ウ云フコトガ書イテアル、政府ノ補助金竝ニ低利資金ヲ以テ財團法人東
京中央市場ヲ設立シ中央市場ニ即チ斯ル經營ノ事業ヲ行ハシムトアル、若シ
自分デ書イタナラバ行フト書クベキガ、行ハシムト書イテアリマスカラ、誰
カニ行ハシムル方針デ出来タト云フコトハ明カデアル、私ハ決シテ農商務省
ノ誠意ヲ疑フモノデアリマセヌケレドモ、斯ノ如キ怪シ氣ナモノガ法案提出
前カラ現ハレテ居ルト云フコトハ、我々ノ最モ注意ヲシナケレバナラヌ點デ
アル、之ヲ要スルニ中央卸賣市場ノ出来ルト云フコトハ、雙手ヲ擧ゲテ贊
成ヲ致シマス、併ナガラ是ガ開設ノ任ニ當ルモノハ、ドウシテモ地方公共團
體デナケレバナラヌ、地方公共團體ガ此開設ノ任ニ當レバコソ、資力モ豊富
デアリ、私利モ此間ニ行ハレルコトハナイ、ソレヲ甚ダ弊害ノ伴フコトノ多
イ公益法人ニモ、經營開始ノ任ニ當ラシメルト云フコトハ、如何ニモ此事業
ノ前途ノ爲ニ憂慮ニ堪ヘナイノデアリマス、是モ差當ツテ是非シナケレバナ
ラヌト云フコトデアルナラバ、又考ヘヤウモアリマセウ、併ナガラ政府ノ答
辯ニ依リマシテモ、別ニサウ云フ差當ツタ必要モナシ、第一其場合ヲ想像ス
ルコトガ出来ナイ位デアアル、サウ云フヤウナ狀況デアリマス、斯ル弊害ノ虞
ノアルモノハ速ニ是ハ削除シテ、而シテ事ノ本體ニ立戻ツテ、必ズ此開設者
ハ地方公共團體デナケレバナラヌト云フコトニ致シマス、サウ致シマス、
自ラ此事業ガ速ニ進ムコトニナリ、例ヘバ東京市ガ開設ノ遅レルモノト豫想
サレテ居リマスヤウデアリマスケレドモ、是モ大阪ナリ、京都ナリ、神戸ナ
リ、横濱ナリ、其他ノ方面ニ於テ市ガ自ラ公設市場ヲ經營サレタ曉ニ於テ、
東京市ノミガ公設市場ヲ開設シナイデ晏如トシテ居ルコトノ出来ナイノハ當
然デアリマス、是等ノ理由ヲ以テ此公益法人ニ關スル規定ヲ削除シタイ考デ
アリマス、ドウゾ満場ノ御賛成ヲ願ヒマス

〔山脇玄君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公傳徳川家達君) 質問デスカ

○山脇玄君 質問デスカ……

○議長(公傳徳川家達君) 今、上山君ガ復席サレテカラニ願ヒマス

○山脇玄君 上山君ニ質問ヲシタイノデス

○議長(公傳徳川家達君) 今、上山君ガ席ニ復サレテカラニサレテ宜カラウ
ト思ヒマス、暫ク御待チテ願ヒマス……モウ宜シウゴザイマス

○山脇玄君 唯今ノ上山君ノ御説ニ、第一條ノ修正説ヲ上山君初メ其他ノ方
ガ御提出ニナリマシタ、其趣旨ヲ伺ッテ略分リマシタガ、第七條ノ方モ伺
タイ

○上山滿之進君 第七條ノ修正ハ特別委員會デ多數デ成立イタシマシタ、ソ
レハ特別委員長カラ報告イタサレマシタ、此一條ノ方ハ特別委員會デ少數デ
否決サレマシタノデ、其一條ダケノ修正ヲ我々カラ提出シタノデアリマス

○山脇玄君 分リマシタ

○議長(公傳徳川家達君) 是ヨリ上山君外五名ヨリ提出セラレマシタ、第一
條中ノ修正案ヲ問題ト致シ、討論ヲ許シマス、通告ノ順序ニ依リマシテ高橋
琢也君ノ登壇ヲ望ミマス

〔高橋琢也君演壇ニ登ル〕

○高橋琢也君 私ハ唯今上山君ヨリ御説明ニナリマシタ、其中央卸賣市場
法案第一條ノ修正ニ反對ヲ致シマスルモノデゴザイマス、少シク其理由ヲ述
ベマセウト存ジマスガ、上山君ハ曩ニ此法案ノ特別委員會ニ於キマシテ、纒
々此第一條ノ削除ニ付テ御意見ヲ御述ベニナリマシタ、御意思ノアル所ハ
略諒承ヲ致シテ居ル積リデゴザイマス、唯今此議場ニ御述ニナリマシタ所
ヲ承リマシテ、過日又特別委員會殊ニ懇談會ニ於テ詳シク御述ベニナリマ
シタ、本案ノ第一條ノ「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ
規定ニ依ル法人」ト云フ此三文字ヲ削除シタイト仰シタルノデゴザイマ
ス、特別委員會ニ於キマシテモ、私ハ之ニ反對ヲ致シタ次第デゴザイマス、
上山君ノ之ニ反對ナル御意思ヲ約メテ申シマスレバ、公益法人ナルモノハ弊
害ガ多イ、唯今モ纒々御述ベニナリマシタコトデ、歸スル所ハ公益法人ナル
モノデハ、斯ウ云フコトハ實行サセラレナイト、既ニ委員會ニ於テモ此實行
ハ不能デアアル、若シ之ヲ實行サセレバ直グ是ハ弊害ガ伴フノデアアル、斯ウ仰
シヤツタ、私ハサノミ弊害ノアルモノトハ認メテ居リマセス、勿論原則トシ
テハ地方公益團體ト云フモノガ前ニ出テ居リマス、政府モ地方公共團體
デヤリ得ル限リハ、是ハヤラセルト云フ、始終御答辯ノヤウデゴザイマシ

タ、萬已ムヲ得ザル場合ニ之ヲ公益法人ニ讓ラナケレバナラナイ、斯ウ言フノデ、所ガ公益法人ナルモノガドウシテソレ程ノ弊害ガゴザイマセウカ、若シ弊害ノアル點カラ言ヒマスルナラバ、寧ロ公益法人ノ方ガ少クハナイカト私ハ思フ、地方公共團體ト云フモノニハ、一切弊害ガナイカ、御承知ノ如ク是マデ大都市ノ事柄ニ於テモ明ラサマニ申サスデモ諸君ガ御承知デゴザイマスカラ、私ハ一々擧ゲテ申シマセヌ、二三ノ大都市ニ既ニ大キナ疑獄ガ起テ居リマスルノガアル、又先キニ起ッタノデアル、是等カラシテ見マシテモ、地方公共團體ナルモノハ弊害ガナイトハイカナイ、弊害ノ有無ハ詰リ其内容實質是ガ良ケレバ弊害ハナイ、是ガ惡ケレバ弊害ガドウシテモ伴フ、民法第三十四條ニアル公益法人ノ如ク、御承知ノヤウニ祭祀宗教ノヤウナモノハ斯ウ云フコトニ關係ハ出來得マスマイ、併シ慈善學術技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ、利益ヲ目的トセザルモノト云フ、是ガ公益法人デアル、頻ニ先刻カラ上山君ハ弊害ガ起ルト云フコトハ、公益デナク、私益ヲ先キニスルモノノ如ク、ソレヲ前提トシテノ御意見デハナイカト伺ハレタノデアリマシガ、元來公益法人ト云フモノハ私益ヲ圖ルモノデナク、私利ヲ目的トスルモノデナイト云フコトハ分リ切ツテ居ル、其内容ガ惡ケレバ矢張り害ガゴザイマセウ、一體利益ノアル所ニハ害ノ伴フモノデアル、ソレ故ニ監督官廳ガ能ク常ニ之ヲ監督シテ、其利ヲ以テ害ヲ除クト云フコトニ努メ、況ヤ此内閣ノ如キハ綱紀肅正ヲ看板ニシテ居ラレル内閣デアルカラ、其様ナ危險ナモノニ向ツテ、恐クハ中央卸賣開始ヲ命ゼラレルト云フコトハナイダラウト私ハ信ジテ居ル、ソレデアルカラ詰リ御心配ノ點ハ誠ニ國家ノ爲メニ喜ブノデゴザイマスルガ、或ハ是ハ杞憂ニ屬シハセヌカト存ジマスノデ、元來市場其モノハ弊害ノ伴フモノデス、確カ泰西ノ諺ニモアッタヤウデゴザイマス、貳ノ居ナイ乞食ハナイ、鐵ノ居ナイ穀物ノ庫ハナイ、泥坊ノ居ナイ市場ハナイトカ云フコトガアルカラ、市場ニ泥坊ハ殆ド附物デアルカラ、是ハ大ニ注意ヲシナケレバナラス、木ヲ喰フ虫ハ木カラワクカラ、或ハ矢張り紙魚ハ本ノ中カラ生ズルヤウナ鹽梅式ニ、市場其モノガドウモ惡クナリ易イ、甚ダ腐敗シ易イモノデアル、何レニヤラセルトシテモ、監督官廳ガ此監督ヲ怠リマシタナラバ、必ズ弊害ハ伴フデアラウト思ヒマス、又現ニ政府當局ハ疾クカラ委員會ニ於テハ繰返シ繰返シ説明ヲセラレタノヲ聞クト、萬已ムヲ得ヌ場合ニ公益法人ニ是ハヤラセルノデアツテ、出來得ル限り公共團體ニサセルノデ

アル、斯ウ云フノデアル、所ガ唯今上山君ガソレハ東京デアラウ、東京ニ於テ地方公共團體ニヤラセルコトガ、是ガ出來得ナイト云フノデアラウカト、御推定ノ御論ガアツタヤウニ、果シテサウデアラナラバ、此生活上ノ日常ノ需要品、此配給ヲ滑カニシテ同ジ二百五十萬市民ノ生活ヲ安定セシメ、一方ハ之ニ依テ物價調節モ間接ニシ得ルコトニナル、多イト少ナイ、大キイ小サイ問題ハゴザイマシタケレドモ、少ナクトモ其一助ニナルモノデアアルノデス、然ルニ大阪府ヤ京都府ハ其恩典ニ浴シテ、東京市民ハ此恩典ニ浴スルコトガ出來ナイトシタナラバ、ドウ致シマセウカ、殊ニ東京市民ニ對シテハ氣ノ毒ナコトデアル、斯ウ言ハナケレバナラス故ニ、他ノ方法ヲ探ツテ矢張り同ジヤウニ此恩典ニ浴セシメル途ガナカッタナラバ、是ハ浴サセタイモノデアアル、所謂一視同仁、東京ノ現在ノトコロデ其筋ノ調ヲ見ルト、魚市場ガ年六千萬圓、蔬菜、果實、所謂青物ノ市場ガ確カ神田ハ千七百萬圓、サウシテ京橋、濱町、一ツ目、四ツ目、竹町、瓦町、駒込、芝ト此八箇所、是ガ千八百五十五萬圓程デゴザイマシタガ、サウスルト青物バカリデモ總計二千五百五十五萬圓程デアリマス、併シ是ニハ地廻リモ澤山アリマセウ、百姓ガ市ニ持ツテ出ルモノモアリマセウ、又魚ニシテモ、青物ニシテモ、卸賣ノ價格ノ恐ラク二倍以上ノ値ヲ以テ東京ノ市民ハ配給ヲ受ケテ居ル次第デ、隨分此金額ハ大シタモノデゴザイマスガ、此金額ノ一割ダケ安イ物ヲ買フトシテモ、年々東京市民ノ懐合ヒハソレダケ好クナツテ行ク道理デアアル、固ヨリ商習慣ハ違ヒマセウ、色々ゴザイマスカラ、直チニ是ガ何レガ安イカ、何レガ高イカ、又ドウ云フ方法ニ依ルト云フコトモ言ハレマセヌガ、今申上ゲル通りニ、青物市場ハ九箇所モアルクラキデアアル、合シテ二千五百萬圓、ココニ可笑シイ……可笑シイト言ウテハ何ダケレドモ、不思議ナノハ東京ハ、四分ノ三ハ魚類、京都モ三分ノ二ハ魚類デアアルノニ、大阪ハ却ツテ青物ノ方ヲ餘計使用シテ居ル、青物ヲ大阪ガ三千百萬圓、魚類ノ方ニ二千五百萬圓、是等ハ地方デ違フ、從ツテ色々地方ノ事情或ハ商習慣ノヤウナモノモ違ヒマセウト思ヒマス、是ガ違フ爲ニ、或ハ之ヲ市ニヤラセル、或ハ之ヲ適當ナ公益法人ニヤラセルト云フヤウナコトモ起ツテ來ル、況ヤ是ハ六大都市バカリデヤナイ、一度ビ是ガ大都市ニ行ハレタナラバ、少クモ廣島トカ、吳トカ、福岡トカ云フ十五萬、十七萬ト云フ人口ノアル都市ニ行ハレルデアリマセウ、段々是ガ便利ニナツテ來レバ五萬、三萬ノ都市マデ行ハ

レル、サウナレバ尙ホ以テノコト、他ニ公益法人ノ如キモノ、地方ハ公共團體ナドデナク、ソシテ窮屈ナコトヲセズニ他ニ之ヲ委託スル途ガアレバ最モ良イコトデアルト私ハ信ズル、又先刻上山君ハ政府ガ衆議院ノ方ヘ當ツテ見タ所デ第一條ノ修正ハ衆議院ノ方ハ通過ガムヅカシイサウデアルト云フコトヲ仰ツシヤッタ、果シテサウデゴザイマスナラバ、是亦大イニ考ヘナケレバナラス、何故ナレバ此法案ハ上山君モ是非成立タナケレバナラス、誠ニ今日ハ必要ナモノデアルト仰ツシヤル、是ハ上山君其他修正意見ニ賛成ノ御方モ同論デアラウト存ジマス、果シテサウデアラナレバ、之ヲ若シ修正シテ衆議院ニ廻ハシタ場合ニ衆議院ガ容レナイ、兩院協議ノ結果ガ是ガ破裂スルト云フヤウナコトニ萬一ナリマシタナラバ、所謂角ヲ矯メントシテ牛ヲ殺スト云フ結果ニ陥ル、ソレハ私ハ甚ダ望マナイノデ、故ニ今日ハ法案ニゴザイマシタ所ガ害ハ無クシテ却テ便利デアラウト信ズル、此位申上ゲタナレバ此修正案ニ私ガ反對ヲ致シマスル所以ハ誰方ニモ御了解ヲ下サツカト信ジマスル、私ハ是デ此壇ヲ降りマス

〔伊澤多喜男君演壇ニ登ル〕

○伊澤多喜男君 私ハ修正案ニ賛成ヲ致ス者デゴザイマス、此中央市場ナルモノガ、社會政策ノ上カラ致シマシテ相當ニ必要デアルト云フコトヲ、私ハ勿論認メル者デゴザイマス、併ナガラ私ノ希望ヲ述ベマスナラバ、内務省ニ置カレマシタ社會事業調査會ガ建議ヲ致シマシタヤウニ、先ヅ第一ニ公設市場ヲ改善シテ、尙ホ其上ニ中央卸賣市場ヲ經營シタイ、是ガ矢張り私モ同様ノ希望ヲ持ツテ居ル者デアリマス、去リナデラ公設市場ノコトニ多ク手ヲ染メナイカラシテ、ソレデ中央市場ニ對シテハ反對スルカト云ヘバ、私ハソレホドデハナイノデアリマス、中央市場ハ無論アルハナキニ優ツテ相當ニ必要ナモノデアルト云フコトハ認メテ居ルノデアリマス、元來今日ノ社會ノ状態カラ申シマシテ物價ノ調節、殊ニ此食料品ノ低廉ト云フコトハ總テノ方面ノ要求デアリマシテ、特ニ下層階級ハ最モ之ヲ要求シテ居ルノデアリマス、而シテ食料品ト申ス中ニハ、今日茲ニ揭ゲラレテアリマス所ノ腐敗ノ食料品、即チ魚デアルトカ鳥獸肉デアルトカ、或ハ野菜物デアルトカ、果實デアルトカ、ス様ナモノモ無論我々國民生活ニ相當ニ關係ハアリマスケレドモ、モットモツト緊切ニ關係ノアルモノ、米デアルトカ或ハ味噌醬油デアルトカ、薪炭デアルトカ、ス様ナモノデアラウト思フノデアリマス、從テ是等ノモノニ最モ緊

切ニ關係ノアル公設市場ニ向ツテ相當ニ大イニ力ヲ注グト云フコトヲ、社會事業調査會ガ建議シタト云フコトハ、私ハ尤モノコトト思フテ居ルノデアリマス、サリナガラ、デアアルガ故ニ、此市場法案ニ反對スルカト云ヘバ、必ズシモ反對スルノデハナイト云フコトハ先刻申シタ通りデアリマス、デ私ガ修正案ニ賛成シマスル理由ニ付キマシテハ、同僚ノ上山君カラシテ縷々御述ベニナリマシテゴザイマスカラ、大體自分ノ述ベルベキ部分ハ多ク述ベラレタノデアリマス、デゴザイマスカラシテ、自分ハ是ガ補遺ノ多少述ベテ見タイト思ヒマス、私ガ本修正案ニ賛成シマスルノハ、一體斯ノ如キ事業ガ公益法人ヲシテヤラシムルノニ適當デアアルカドウカ、又民法ノ三十四條ハ斯ノ如キ事業ヲ爲スコトヲ認ムルカドウカト云フコトガ大ナル疑問ダト思フノデアリマス、先刻來述ベマシタ通りニ、上山君其他ガ述ベラレタ通りニ、民法ニハ大體此仕事ヲ列記的ニ書イテ、サウシテ其後ニ其他云々ト云フ文字ガ使ツテアルノデアリマス、斯様ナ誰ガ見テモ營利的ノ仕事デアアル、祭祀トカ、宗教トカ、美術トカ、慈善トカ、斯様ナ仕事トハ全ク違ツテ純然タル營利的ノ仕事デアアル、斯様ナ卸賣事業ノ如キモノハ、一體公益法人ノ爲スベキ仕事ノ目的ト云フコトニナルンデアリマセウカ、是ガ私ガ第一ニ疑ガアルノデアリマス、多分私ハ左様ナコトハ出來ナイト思フノデアリマス、又第二段ニハ各國ノ市場ニ關スル法制ヲ調べテ見マシテモ、地方公共團體デヤラセルカ、然ラズンバ私人若クハ株式會社ト云フモノニヤラシテ居ッテ、公益法人ニ市場ノ仕事ヲヤラセルト云フヤウナ所ハ、本員甚ダ寡聞ニシテ聞イタコトガナイノデアリマス、ソレハサウアルベキコトト思フノデアリマス、何故カト云ヘバ先ニモ述ベタ通り公益法人ノ性質トシテ、斯ノ如キ純然タル營利ノ仕事ヲ爲スベキ筈ハ決シテナイノデアリマスカラ左様ナコトハアルベキ筈ハナイノデアリマス、然ラバ我國ニハ斯様ナモノガアルカ、是ハ私ハ委員會ニ於テ政府委員ニモ問ウテ見タノデアリマスガ、無論左様ナコトノアル筈ハアリマセウ、我國ニハ從來斯様ナモノハナイノデアリマス、公益法人デ市場ノ仕事ヲヤッテ居ルヤウナモノハ無論ナイノデアリマス、各國モ之ヲ認メズ、我國モ認メズ、又實際ニモ何ニモナイ、誠ニ此度新發明ノ法案ヲ出サレタデアリマシテ、其點ニ於キマシテハ私ハ政府者ノ勇氣ニ驚カザルヲ得ヌノデアリマス、唯今ノ點ニ付テモ少シク布符ヲ致シマスト云フト、例ヘバ今マデ日本橋ノ魚河岸デ卸賣ノ問屋ヲシテ居ッテ、是ハ無論營利事業デ、又商賣人デモアル、ソレガ今度芝浦

へ市場が出来テソコへ同一ノ人ガ行ッテ同一ノ行爲ヲスルト云フト、ソレハ營業デヤナイ、モウ少シ言ヒマスルト云フト、先刻私ガ大臣ニ質問シマシタ通りニ、市場ノ開設者ハソレ自身ニ卸賣ノ行爲ヲ爲スコトガ出来ルノデアリマスカラ、ソレ芝浦ノ市場デ市ト云フ開設者モソコデ魚ノ卸賣ヲ爲シテ居ル、其隣ニハ魚屋八兵衛ト云フモノガ卸賣ヲ爲シテ居ル、サウスルト云フト、一方ノ市ノ方デ爲ス卸賣ノ仕事ハ是ハ營利デハナイ、隣ノハ是ハ營利ノ仕事デアルト云フトモ起リハセスカト思フノデアリマス、前ノヤウニ日本橋デヤレバ營利デアルケレドモ、芝浦デヤルト營利デナイ、店ヲ竝ベテ居ッテ、市デヤルト營利デナイケレドモ、隣ノ魚屋ガヤルト營利ダ、誠ニ不可思議千萬デアリマス、併シ是モ亦法律ノ解釋ノ仕方ニ依テ差支ナイカモ知レマセケレドモ、結局其得タル利益ヲ自分ノ懐へ入レルカ入レナイカト云フトニ結局歸著スルト思フノデゴザイマス、所ガ先刻モ上山君ガ縷々述ベラレタ通り、今度現ハレテ來マシタモノハ、實際株式會社デアルベキモノヲ公益法人ト云フ假面ヲ被ッテ出テ來タノデアリマスカラ、彼等ガ利益ヲ自分ノ懐ニ入レルト云フトハ最早當然ノコトデアアル、其處ニ至ッテ一體ソレガ公益法人デアルカドウカ、從テ此法律ガ公益法人トシテ認メテ居ルモノガ成立シ得ルカドウカト云フトガ、非常ニ疑問ダト思フノデアリマス、ソレカラ公益法人ノ如キモノニ此獨占的ノ仕事ヲ許スト云フトガ果シテドウ云フモノデゴザリマセウ、此法律デ見マスルト云フト、公益法人ハ自分ガ必要ト認ムル時ニハ他ノ營業者ニ向ッテ市場ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ認ムルト云フ規定ガアルノデアリマス、詰リ此公益法人が出来テ市場ヲ開設スル時ニハ、東京デ云ヒマシレバ東京市中ノ……必要ト認レバ東京市中ノ魚卸業者ニ向ッテ全部之ヲ閉鎖サセルコトが出来ル、斯様ナコトガ一體國トカ或ハ公共團體トカト云フモノハヤリ得ルノデアリマスケレドモ、斯様ナ公益法人ガ斯ノ如キ絶大ナル權力ヲ有ッテ居ルト云フトガ果シテ適當デゴザイマセウカ、此公益法人ノ經營者ガ自分ノ私益ヲ營ムガ爲ニ、若シヤ此絶大ナル權力ヲ振フト云フトニナリマシタナラバ、市民ハ遂ニ魚デアルトカ、或ハ青物デアルトカ云フモノヲ、或ル期間口ニスルコトが出来ナイト云フヤウナ事實ガ起ラウト思フノデアリマス、各國ガ斯様ナルモノニ向ッテ公益法人ヲ認メナイト云フノハ、私ハ當然ノコトト思フノデアリマス、デ株式會社ナラ無論斯様ナ絶大ナル權力ヲ與ヘナイノデアリマスカラシテ、ソレハ無論問題ハアリマセヌ、サリナガラ公

益法人ニ向ッテハ、斯様ナ絶大ナル權力ヲ與ヘヤウト云フノデアリマスカラ、危險之ヨリ甚シキハナイト思ヒマス、次ニ私ハ上山君ト同様ニ此公益法人、政府ガ所期スルガ如キ公益法人ナルモノハ、到底成立シ得ベキモノデナイ、出来ルナラバ羊皮狼身ノ全ク營利會社ガ出来ルノデアッテ、正シイ所ノ公益法人ガ決シテ出来ル筈ハナイト云フトヲ確信スルノデアリマス、ソコデ斯ノ如キモノガ一體政府者ガ何故ニ斯様ナモノヲ出シタカト云フトニ付テ、少シ研究シテ見タイト思フノデアリマス、元來此社會事業調査會ニ於キマシテ内務省系統ノ案ハ私ノ申ス通り、此事業ハ公共團體ニ限ルト云フ案デアッタデアリマス、所ガ之ニ對シテ農商務省側カラシテ、株式會社案ヲ對案トシテ出シタノデアリマス、サウシテ非常ニ是ハ調査會ニ於テ論争セラレタノデアリマスガ、其結果トシテ遂ニ何ト申スカ鶴ノ如キ此公益法人ガ茲ニ加ハッテ來タノデアリマス、私ハサウ思ヒマス、是ハ最初ノ案ノ如ク株式會社デアラナラバ、或ハ先刻申シマシタヤウナ獨占ト云フトハ許サナイ、獨占ヲ株式會社ニ許ス筈ハアリマセヌカラ、獨占ナゾハ決シテ許サレナイ、又政府ノ補助、……莫大ナル補助、或ハ低利資金ノ……巨額ナル低利資金ノ貸付ト云フヤウナコトハ、無論株式會社ナラバ出来ナイノデアリマス、株式會社ナラバ、インッサッバリシテ宜シイノデアリマス、所ガ唯今ノ通りニ、事實ニ於テハ株式會社デアルケレドモ、名前ダケハ公益法人ダト云フノデアリマスカラ、之ニ對シテ獨占ヲ許シ補助モスル、低利資金モ貸ス、斯様ナコトニ相成ッタノデアリマス、寔ニ此經緯カラ言ヒマスト云フト、寔ニ遺憾千萬ノコトダト思フノデアリマス、ソレカラ此當局者ガ公益法人ヲ茲ニ是非加ヘナケレバナラヌト云フトヲ説明スル方法トシマシテ、是ハ無論公然言ハルノデアリマセヌケレドモ、之ヲ辯護スル者ハ曰ク、東京市ハ多分此市場ヲ開設セヌダラウ、デアアルカラシテ之ニ對スル一ツノ牽制ノ方法トシテ、若クハ威嚇ノ方法トシテ、此公益法人ト云フモノヲ入レテ置クガ宜シイノダ、ナニ決シテ實際ニヤルノデヤナイノダ、市ヲシテヤラセル牽制ノ方法トシテ斯様ナモノヲ存シタイト云フヤウナ辯解ヲスルノデアリマス、所ガ果シテ然ラバ何故此政府ハ調査會デ建議シマシタ方法ヲ執ラナカッタノデアリマスカラ、調査會ハ中央市場設置綱要ノ第四項ニ於テ「主務大臣ハ必要ト認ムル時ハ地方團體ニ對シ中央市場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」ト、斯ウ云フ規定ヲ設ケテ吳レト云フトコトヲ建議シタノデアリマス、私ハ此規定ガ果シテ適當ナリヤ否ヤト云フト

トハ今日ハ論ジマセヌ、サリナガラ當局者ガ言フガ如クニ、是非市町村ヲシテ此仕事ヲ經營サシタイト云フ強イ希望ガアルナラバ、調査會モ斯様ナル建議ヲシテ居ル、政府ハ大體調査會ノ建議ニ依テ此案ヲ作ッタト云フ居ルノデアリマスカラシテ、今ノ通り強制的ニ市町村ニ命ズルコトノ規定ヲ何故ニ作ラナカッタノデアリマスカ、サウシテ斯様ナ公益法人ト云フヤウナ鶴ノモノヲ出シテ來テ、之ヲ牽制シヤウト云フヤウナ通辭ヲ設ケルト云フコトハ、餘程私ハ其意ヲ知ルニ苦ムノデアリマス、是ヨリ委員會ノ經過ニ付キマシテモ私モ少シ述ベタイト思ヒマス、ソレハ大體上山君カラシテ先刻述ベラレタノデアリマスガ、先刻ノ通り我々ハ第一條ノ公益法人ハ是非除キタイト云フコト、政府ニ或ル人ガ交渉ヲシタ所ガ、政府ノ答辯ハ結局是ハ除クコトハ出來ヌト云フコトデアリマシタガ、其時ニ政府ハドウヤラ或ル衆議院ノ方面ニ向ッテ交渉ヲシタラシイ、其方面デハ其公益法人ト云フノハ本案ノ生命デアアル、之ヲ除カレルナラバ、場合ニ依レバ此案ハ不成立ニ終ッテモ致シ方ナイト云フ位ニ、非常ニ強イ反對ガアッタヤウデアリマス、デ私ハ之ヲ聞イテ實ニ驚キ入ッタノデアリマス、唯今上山君モ縷々述ベラレタ通り、此案ノ出ル前カラシテ世上ニハ怪シ氣ナル會社ガ生レントシテ居ル、此市場ナルモノヲ怪シ氣ナル會社ニ依ッテ經營シヤウトシテ居ル、ソレハ事實ニ於テハ會社デアアルケレドモ、公益法人ノ名ヲ騙ッテ、サウシテヤラウトシテ居ル計畫ガアルト云フコトハ、種々ナル方面カラシテ我々共ノ耳ニ這入ッテ居ッタノデアリマス、然ルニ此第一條ノ公益法人ト云フノハ、此案ノ生命デアアルト云フコトニナッテ來ルト云フト、我々共ハ益々疑ヲ深クシナクチャナラヌノデアリマス、會テ私ガ或ル地方ニ在職シテ居リマスル時ニ、頻ト道路ヲ造ッテ貰ヒタイト云フコトヲ要求シテ參ッタノデアリマス、ソレデ事實是ハ必要ナ道路デアッタカラシテ之ヲ造ルコトニ致シタ、所ガ愈々著手スル時ニナルト、其地方ノ政黨員ハ之ニ向ッテ極力反對シタノデアリマス、昨日マデハ是非道路ヲ造ッテ貰ヒタイト云フヤウナコトヲ要求シナガラ、著手スルト之ニ對シテ反對ヲスル、私ハ實ニ驚キ入ッタノデアリマス、所ガ段々理由ヲ聞イテ見ルト、大イニ其處ニハ譯ガアル、何故カト云フト、私ガ其道路ニ著手スル時ニ、從來町村請負デアッタモノヲ……村請デアッタモノヲ競争入札ニ付シタノデアリマス、彼等ハ道路ヲ造ッテ貰ヒタイトノデハナクテ、村請ニ致シタイト、村請ト云フノハドウ云フコトカト云フト、事實ニ於テ其地方ノ有力者ノ請負デアリマス、有力者ガ自分ノ「ポケット」ヲ肥

ス爲ニ、道路ヲ造ッテ貰ヒタイト云フノデアアル、道路ハ要ラナイケレドモ、村請ヲシタイトイノダ、洵ニ私ハ能ク似タヤウナ例ガ其所ニ起ッテ來タノデ、實ハ不可思議千萬ニ思ッタノデアリマス、兎ニ角市場法案ハ、市場ト云フモノヨリモ財團法人ガ大切ナシ、財團法人ガイケナケレバ、市場法案ハ潰シテモ宜シイ、唯今ノ道路ノ例ト洵ニ能ク似テ居ル、ソコデ唯今高橋君カラシテ、財團法人ト云フモノニハ弊害ハナイノデアアル、監督宜シキヲ得レバ弊害ハナイノデアルト云フコトヲ縷々述ベラレマシタ、デゴザイマスルカラシテ一應此點ニ付テ自分モ述ベテ置キタイト思ヒマス、自分ハ決算委員ト致シマシテ、偶然東京市場協會ナルモノニ關スル事柄ヲ調べタノデアリマス、デ一體此政府ガ公益法人ナルモノニ對シテ、如何ナル監督ヲシテ居ルカト云フコトハ、決算委員會ニ於テ屢々承ッタノデアリマスルガ、結局政府ノ答辯ハ、日本全國ニハ澤山ナ、數百、若クハ數千ノ公益法人ガアル、之ヲ監督スルニ別ニ吏員モ何モナイノデアアル、デアアルカラシテ何等ノ監督ヲ施スコトガ出來ナイト云フノガ、是ハ結局政府ノ極ク明瞭ナ答辯デアリマス、ソレデソレナラバ將來ハドウスルカト云フコトモ聞イテ見マシタ所ガ、將來ノコトニ付テハ考ヘテ居ラスケレドモ、別ニ大シテ人ヲ増スト云フコトモ豫算ニ載ッテ居ラスカラシテ、將來ト雖モ亦監督スルコトハ出來マイ、ソレカラ尙ホ進ンデ一體政府ハ公益法人ト云フモノニ付テハ、實際ニ於テ一年ニ一遍ヤ二遍ハ調ベテ見タコトガアルカト云フコトヲ質問シタノデアリマスガ、是ハ驚キ入ッタコトデアリマスケレドモ、政府ト云フモノハ財團法人ニ付テ實際ニ付テ調ベタト云フコトハ、今日マデ長年ノ間一度モナイノデアリマス、ノミナラズ此東京市ノ市場協會ナルモノハドウ云フ性質ノ公益法人デアアルカト云フト、詰リ燒討當時ニ東京市ノ慈善家ガ集マッテ、サウシテ自分ノ慈善ノ意味カラシテ相當ノ澤山ノ金ヲ喜捨シテ、之ヲ市民ノ廉賣ノ爲ニ使ッテ呉レト云フヤウナ意味デ寄付サレタ金ガ元ニナッテ出來タ協會デゴザイマスル、ソレデアリマスルカラシテ、サウ云フ意味カラ行キマシテモ、此公益法人ハ他ノ公益法人トハ違ッテ十分ニ監視シナクテハナラヌモノデアアルト思フノデアリマス、況ヤ此物價調節ト云フヤウナコトハ原内閣ガ非常ニ力ヲ入レタコトデアッテ、殊ニ公設市場ト云フモノニ付テハ殆ド唯一無二ノ社會政策トシテ原總理大臣ガ力ヲ入レタノデアリマス、其公設市場、而カモ蠶穀ノ下ニ於テ經營スル所ノ東京市場協會ト云フモノノ有様ハドウデゴザイマスカ、大正七年、八年、九年ト云フヤウナ其當

時ニ於キマシテハ、實ニ驚キ入ッタ亂脈ヲ極メタモノデアリマス、或ハ公設市場ニ出テ來ル所ノ小賣商人カラシテ吏員ガ「コンミッシヨン」ヲ取ルトカ、若クハ吏員ニナル者ガ上ノ方ニ向ッテカラ相當ノ賄賂ヲ出サナクテハナラヌトカ、此經營ノ仕方ト云フモノハ殆ド話ニナラヌデアリマス、ソレデ其當時新聞等ニモ散見ヲ致シタデアリマスルガ、結局餘リニ亂脈ヲ極メタ爲ニ遂ニ警察ガ之ニ向ッテ手ヲ加ヘタデアリマス、又司法官憲モ之ニ向ッテ手ヲ加ヘタデアリマス、其結果常務取締役デアッタ所ノ某ハ遂ニ自殺ヲシタデアリマス、ソレカラ是ハ最モ著シイコトハ、先刻上山君カラシテ御話ガ出マシタケレドモ、大正九年ノ八月ノ三日ニ品川ニ二千坪程ノ土地ガ五萬圓デ賣買サレテ居ル、ソレハ無論當然登記ニ載ッテ居リマス、約五萬圓デ賣買サレタデアリマス、所ガ其僅ニ二日ヲ隔ッテ八月ノ五日ニ此市場協會ハ此地面ヲ十八萬圓ニ購入シタデアリマス、二日前ニ五萬圓ノ土地ヲ市場協會ナル公益法人ガ之ヲ十八萬圓ニ買受ケタ、斯ウ云フ事實ガアル、是ハ會計檢査院ノ報告書ニモアリマスノデ、私ガ決算委員會ニ於テ幾多ノ質問ヲ重ネテ、政府モ之ヲ認メテ居ルデアリマス、如何デゴザイマスルカ、公益法人ノ當局者ガ其人ヲ得ヌガ爲ニ、斯様ナ失態ガ起ッタ、而シテ政府ノ監督ハドウデゴザイマスカ、斯様ナモノニ對シテスラ、一回ノ實際ノ檢査モシテ居ラナイデアリマス、殊ニ私ガ遺憾ニ存ジマスルノハ、此事ハ殆ド告知ノ事實デアアル、デ私ハ第四十一議會ニ於テ豫算ノ第三分科ニ於テ當時ノ内務大臣ニ向ッテ質問ヲシタデアリマス、此協會ハ種々ノ弊害ガアルヤウデアアル、公設市場ニ付テハ色々ナコトヲ自分ハ耳ニスル、デアルカラシテ、相當ノ監督ヲ施サレタイ、ト云フ意味ノ私ハ質問且ツ希望ヲ述べタ、所ガ其當時ノ内務大臣ハ之ニ向ッテ、何ト言ッタカト云フト、人ノヤッテ居ル仕事ニケテ付ケテ貰ヒタクナイ、斯ウ云フコトヲ申シテ終ッタデアリマスガ、今ノヤウニ此東京市ノ市場協會ト云フモノハ、此度ノ法案ニ依ッテ出來マヌル所ノ市場ヲ經營スル法人ト極ク同ジヤウナ、誠ニ能ク似寄ッタ性質ノモノデアリマス、其モノガ、ソレガ殆ド唯一ノ日本ニ於ケル例デアアルデアリマス、又政府ノ當局者モソレガ唯一ノ例ダト申サレテ居リマス、ソレガ斯ノ如キ状態デアッテ、サウシテ政府ノ監督ノ状態ハ又斯ノ如キモノデアアル、ソレデ一體我々ガ安心シテ此公益法人ト云フモノヲ殘シテ、此案ヲ通スコトガ出來マセウカ、斯様ニ申シマスレバ或ハ左様ナコトハ既往ニ於テハアッタカモ知レマセケレドモ、將來

ニ於テハ十分ニ監督ヲスル、又此法律ニハ普通ノ公益法人ノ監督ト云フコトノ外ニ特ニ此法律ニ於テ種々ノ監督規定ガアルカラシテ、ソレデ安心ダト云フヤウナ説モゴザイマセウ、所ガ唯今ノ市場協會ト云フモノニ對シマシテハ、只單ニ此公益法人トシテノ監督バカリデハナイデアリマス、之ニ對シテハ政府ハ百萬圓ノ低利資金ヲ貸シテ居ルデアリマスカラシテ、ソレデ其百萬圓ノ低利資金ヲ貸ス條件トシテ、非常ニ綿密ナ監督規定ヲ作ッテ、命令書トシテ與ヘラレテ居ルデアリマス、此法律ガ規定スルヨリモモウ少シ綿密ナ命令條件ヲ有ッテ居リマス、如何ニ法文ニハ書イタ所ガ、現在現ハレテ居ル事實カラ申シマスレバ、斯様ナモノデアアル、到底我々共ハ少クトモ既往ノ事實ヲ見テハ、政府ノ監督ト云フモノニ付テ決シテ安心スルコトハ出來ヌデアリマス、況ヤ此公益法人ヲ特ニ入レナクチャナラヌト云フ其動機ニ至ッテハ、前來述ベル通りノ種々ノ怪ムベキ點ガアルデアリマスカラシテ、我々ハ決シテ之ニ向ッテ贊成スルコトハ出來ナイ、或ハ是ハ所謂糞ニ懲リテ膾ヲ吹クト云フヤウナコトヲ言ハルルカモ知レマセケレドモ、此糞ハ誠ニ恐ルベキ糞デアッテ、私ハ是ハ多分熔ケタ鐵ノ如キモノデアアラウト思フ、世ノ中ニハ軍艦ナドヲ食ベ物ニシテ、生活シテ居ル者モゴザイマシテ是等ノ人ニ向ッテハ熔鐵ノ糞、ソレカラ「アーマー、ブレート」ノ膾ナドハ非常ニ結構カモ知レマセケレドモ、我々ハ左様ナ膳蓋ニ向ッテハ寧ロ戰慄スルモノデアリマス

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 第一條ノ修正案ニ付キマシテハ委員會ニ於テ質問應答ハ詳細ニアリマシテ、其時ニ於キマシテ、政府ノ意見ハ繰返シ繰返シ詳細ニ述ベテ置イタ次第デアリマス、修正案ニ反對ノコトハ度々申述べタノデアリマス、唯併ナガラ今上山君竝ニ伊澤君ノ御説ヲ承ルト、此修正案ハ政府ガ固執セナクテモ宜ササウナモノデアアルガ、ソレヲ強ヒテ固執サレルノハドウモ分ラヌ、何等カ此案ノ蔭ニ潜ムモノガアルノヂヤナカラウカト云フヤウナ、矢張り先日當議場ニ於テ質疑ガアリマシテ、其節私ヨリ明瞭ニ申上ゲテ置イタ、其點ニ付テ何等カ矢張り御疑念ヲ有サレテ居ルヤウデアリマスカラ、是ハ甚ダ政府ノ意外トスル所デアリマスカラ、其點ダケニ付テ辯明ヲ致シテ置キマス、左様ナコトハ毛頭ナイノデアリマス、是ハ屢々説明ヲ申上ゲタ通り、此卸賣市場ハ原則トシテハ、何處マデモ地方公共團體ヲシテ開設セシメ

タイノデアアル、併ナガラ是ハ強制的ノ手段ヲ取ッテハ居ラナイノデアアル、此事モ案ノ提出ノ際ニ此處デ申上ゲマシタ、デ強制的ノ方法ヲ取ッテ居ラナイカラ、萬一地方公共團體ガ之ヲ開設シナイ、斯ウ云フ場合ニ於テ何等カノ事情ノ下ニ開設スルコトガ出來ナクシテ、開設セラレナイト云フ場合ニ於テ、斯ノ如キモノヲ設クルコトガ出來ナイト云フノハ甚ダ遺憾デアアル、故ニ斯ル場合ニ於テ營利ノ目的トセザル公益法人ニ於テ開設セシメルヨリ外途ガナイ、故ニ政府ハ斯ウ云フ手段ヲ取ッタルデアアル、斯ウ云フコトハ明カニ度ク申上ゲマシタ、ソレ故ニ若シ萬一ニモ此事ガ唯今伊澤君ガ述べラレタヤウニ、株式會社ガ何等カノ假面ヲ被ッテ公益法人トシテ出テ來ル虞ガアルト云フ御疑念ガアッテハ甚ダ政府ノ趣意ニ違ヒマスカラシテ、其點ダケヲ一應御辯明ヲ申上ゲテ置キマス

〔山脇玄君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 山脇君ハドウ云フコトデ……

○山脇玄君 農商務大臣ニ唯今ノ御辯明ニ付テ一言質問ヲ致シタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 農商務大臣ニ對シテ質問ヲスルト云フ御希望ナンデアリマスカ

○山脇玄君 左様デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○山脇玄君 唯今農商務大臣ノ御辯明ヲ聽キマスルト、地方團體ニヤラセタイケレドモ、地方團體ニ何等カ事情ガアッテヤラセナイ場合ハ、公益法人ニヤラセルト云フ御説明デアリマシタガ、先刻伊澤君ノ御演説ノ中ニモ、社會局ノ意見ト云フモノハ、地方公共團體ガ若シ開設ノ意思ノナイ場合ニハ、監督官廳トシテハ命令ヲシテモ、ト云フヤウニ申シテ居ラレタヤウデアリマス、私モ若シ地方公共團體ガ開設スルノ意思ガナイ場合ニハ、監督官廳ノ命令ヲ以テ之ヲ開設セシムルト云フコトハ至當ノコトトスガ、農商務大臣ハサウ云フコトハアリマセヌカ、勿論法律ニハ書カレテナイ、法律ニハ書カナイト云フヤウナ御考デアリマシヤ、ソレヲ伺ヒマス

〔國務大臣荒井賢太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(荒井賢太郎君) 御答ヲ致シマス、唯今ノ點ニ付キマシテモ、十分ニ政府デハ考究ヲ致シマシタ、併ナガラ此地方公共團體ニ命令ヲ致シマシ

テモ、事實地方公共團體ガ出來ナイ場合ニハ、如何トモスルコトガ出來ナイ、開設イタスコトハ出來ナイ、左様デアリマスカラシテ、斯様ナコトヲ命令的ニヤラセルト云フコトハ穩デナカラウ、成ルベク勸誘ヲシ、成ルベク進ンデヤラセルコトニハ十分努力ヲスル、併シ法律デ之ヲ必ズヤレト云フコトニ命令スルト云フコトハ、如何デアラウ、斯ウ云フコトデ其條項ハ這入ッテ居ラナイノデゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ上山君外五名ヨリ提出ノ修正案ニ付テ採決ヲ致シマス、採決ニ付テ中村是公君外二十三名ヨリ記名投票ヲ以テ表決ヲ行フコトヲ要求サレマシタ、故ニ規則百十八條ニ依リマシテ記名投票ヲ以テ決シマス、規則百十九條ニ依リマシテ修正案ヲ可トセラル、諸君ハ白色票ヲ、否トセラル、諸君ハ青色票ヲ御投票ヲ請ヒマス、是ヨリ書記官ヲシテ諸君ノ氏名ヲ讀上ゲサセマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(公爵徳川家達君) 御投票漏レハゴザイマセヌカ

○男爵佐竹義準君 投票ノコトニ付テ質問ヲシタイ……

○議長(公爵徳川家達君) 何デスカ

○男爵佐竹義準君 投票ノ關係ニ付テ質問ヲシタイ

○議長(公爵徳川家達君) どう云フコトデスカ

○男爵佐竹義準君 此記名投票ヲ致シマス場合ニ議員ノ出入口ハ閉鎖シテアリマス、然ラバ此議員ノ出入口以外ノ政府委員ノ出入口カラ退席サレタ人ハ此出席ノ中ニ御數ヘニナルノデアアルカ、ソレヲ伺ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 佐竹男爵ノ御述ベニナッタコトハドウ云フコトデスカ、モウ少シ明瞭ニ御述ヲ……

○男爵佐竹義準君 議員ノ記名投票ヲ致シマス場合ニハ出入口ヲ閉鎖シテアル、然ルニ此中デ議員ノ出入口以外ノ政府委員ノ出入口カラ退席サレタ人ガアルト私ハ認メル、是ハ投票ノ中ニ御數ヘニナルカドウカト云フコトヲ伺ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 退席セラレタ御方ハ一人アルコトハ議長ハ認メテ居リマス、何か急ニ議席ニ居ラレナイコトガ起ッダラウト考ヘマス、併シ入場ハ嚴シク許サナイ積リデアリマス

○男爵佐竹義準君 此議事規則ノ表決ト云フ所ノ第二百二十二條ニ「氏名點呼

又ハ記名若ハ無記名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ、斯ウ明文ガアル、用ガアレバ歸ルト云フコトハ私ニハ了解ガ出來ナイ、用ガアツテモ投票ノ結果ヲ報告スルマデハ退出ガ出來ヌモノト心得ル、皆ソレデ用ガアレバ議員ノ出入口以外ノ政府委員ノ出入口カラ歸ッテ宜イト云フコトニナル、是先例ニナルト思ヒマスカラ伺ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 議長ノ考デハ、閉鎖後ニ政府委員ノ出入口カラ議席ニ就カレマシテハ、無論イケンイト存ジマス、或御方ガ今投票後ニ政府委員ノ出入口カラ退場セラレマシタコトハ、規則ニハ稍反スル嫌ハアルカモ存ジマセヌガ、投票ノ效果ニハ何等影響ヲ來サナイト考ヘマス、強ヒテ佐竹男爵ノ御希望ナレバ議場ニ諮リマセウ

○男爵佐竹義準君 是ハ先例ニ殘ルコトデゴザイマスカラ、ドウゾ議場ニ御諮リニナリタイノデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 投票ノ結果ニ影響ノナイ場合ニハ……唯今ノ場合已ムヲ得ナイカト考ヘマス、其説ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕又ハ〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○男爵佐竹義準君 私ハ影響ガアルト思フ

○議長(公爵徳川家達君) ソレ故議場ニ諮ルノデアリマス、唯今異議ナシト云フ御聲バカリデアル……

〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 然ラバ採決ニ致シマセウ、此場合ニ限り差支ナシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス、投票洩レハナイト考ヘマスカラ開票ヲ致サセマス

〔藤田四郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 藤田君ハ何デスカ
 ○藤田四郎君 此事件ダケデゴザイマスカ、私ハ其意味デゴザイマシタカラ……今日ダケハ宜シイト云フコトデ……
 ○議長(公爵徳川家達君) 議長ハ可ナリ明瞭ニ申上ゲマシタ積リデゴザイマス
 ○藤田四郎君 此場合トハ今日ト私ハ解シマシタノデスカ……

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ開票ヲ致サセマスガ、念ノ爲メ、將來ノ爲メ議長カラ申上ゲマス、投票ノ場合ニハ、投票ノ結果ヲ議長ガ宣告スルマデハ、退場セザルコトニ御注意ヲ願ヒタウゴザイマス

〔分リマシタ〕ト呼フ者アリ

〔書記官投票ヲ計算ス〕

〔伊澤多喜男君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 伊澤君ハドウ云フコトデスカ

○伊澤多喜男君 私ハ希望ヲ申シマス

○議長(公爵徳川家達君) 其御希望ハ、今投票ノ結果ヲ御報告シタ後ニ願ヒマス、其方ガ宜カラウカト考ヘマス

○議長(公爵徳川家達君) 記名投票ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、投票總數二百二十一、白色票ヲ投シタル者即チ修正案ヲ可トスル者、七十五、青色票ヲ投シタル者、即チ修正案ヲ否トスル者百四十六、故ニ修正案ハ否決セラレマシタ

〔参照〕

賛成 七十五名

反對 百四十六名

賛成者氏名

侯爵細川 護立君 侯爵佐佐木 行忠君 山 脇 玄君

男爵木越 安綱君 服部 一三君 子爵加藤 高明君

子爵松平 直平君 淺田 徳則君 男爵山中 信儀君

松室 致君 男爵山根 武亮君 大島 健一君

嘉納 治五郎君 平井 晴二郎君 水上 長次郎君

男爵宇佐川 一正君 男爵西村 精一君 江木 千之君

荒川 義太郎君 仲小路 廉君 男爵坂本 俊篤君

男爵古市 公威君 男爵西 紳六郎君 男爵武井 守正君

男爵目賀田 種太郎君 男爵阪谷 芳郎君 男爵山内 長人君

岡田 良平君 中村 是公君 上山 滿之進君

男爵鍋島 直明君 男爵毛利 五郎君 男爵船越 光之丞君

男爵千 季隆君 男爵北河原 公平君 男爵北大路 實信君

男爵坪井 九八郎君 男爵神山 郡昭君 男爵清水 資治君

男爵黒田 長和君 男爵赤松 範一君 男爵佐竹 義準君

男爵藤村 義朗君	男爵二條 厚基君	侯爵黑田 長成君	侯爵蜂須賀 正韶君
男爵調所 恒徳君	伯爵萬里小路通房君	伯爵吉井 幸藏君	伯爵松木 宗隆君
男爵辻 太郎君	伯爵寺島 誠一郎君	伯爵奧平 昌恭君	伯爵中川 久任君
男爵高崎 弓彦君	伯爵林 博太郎君	伯爵松平 頼壽君	伯爵勸修寺 經雄君
木内 重四郎君	伯爵小笠原 長幹君	伯爵堀田 正恒君	伯爵大原 重明君
菅原 通敬君	伯爵唐橋 在正君	伯爵青山 幸宜君	伯爵土方 雄志君
岡田 文次君	伯爵大宮 以季君	伯爵山口 弘達君	伯爵京極 高德君
片岡 直輝君	伯爵本多 實方君	子爵勘解由小路資承君	子爵高倉 永則君
石谷 傳四郎君	子爵藤谷 爲寛君	子爵樋口 誠康君	子爵稻垣 太祥君
藤本 閑作君	子爵毛利 高範君	子爵松平 直徳君	子爵青木 信光君
西川 甚五郎君	子爵冷泉 爲勇君	子爵牧野 忠篤君	子爵酒井 忠亮君
反對者氏名	子爵永井 尙敏君	子爵伊集院 兼知君	子爵堀河 護麿君
	子爵五島 盛光君	子爵五辻 治仲君	子爵井上 匡四郎君
	子爵細川 立興君	子爵櫛笥 隆督君	子爵森 清君
	子爵西大路 吉光君	子爵六郷 政賢君	子爵五餘 爲功君
	子爵榎本 武憲君	子爵柳生 俊久君	子爵京極 高備君
	子爵黒田 清輝君	子爵京極 高義君	子爵今城 定政君
	子爵吉田 清風君	子爵大給 近孝君	子爵本多 忠鋒君
	子爵豊岡 圭資君	子爵藪 篤麿君	子爵秋月 種英君

○議長(公爵徳川家達君) 伊澤君、何カ御希望ガゴザイマヌナラ、此際御述

子爵伊東 祐弘君	子爵片桐 貞央君	子爵大河内 正敏君
子爵松平 乘長君	子爵堤 雄長君	子爵白川 資長君
子爵野村 益三君	子爵池田 政時君	子爵丹羽 長徳君
子爵米津 政賢君	子爵清岡 長言君	子爵八條 隆正君
子爵立花 種忠君	子爵秋田 重季君	子爵渡邊 千冬君
子爵牧野 一成君	子爵戸澤 正己君	子爵西尾 忠方君
子爵大浦 兼一君	子爵蒔田 廣城君	子爵竹屋 春光君
子爵板倉 勝憲君	子爵米倉 昌達君	大山 綱昌君
男爵杉溪 言長君	北里 柴三郎君	大久保 利武君
男爵村上 敬次郎君	道家 齊君	富谷 銚太郎君
佐藤 三吉君	渡邊 廉吉君	玉利 喜造君
木場 貞長君	和田 彦次郎君	河村 讓三郎君
男爵高千穂 宣麿君	小松 謙次郎君	男爵名和 長憲君
男爵太秦 供康君	男爵新田 忠純君	男爵南岩倉 具威君
男爵平野 長祥君	笠井 信一君	神野 勝之助君
若林 寶藏君	男爵若王子 文健君	男爵徳川 厚君
男爵永山 武敏君	男爵黒川 幹太郎君	男爵長松 篤業君
男爵島津 長丸君	男爵楠本 正敏君	男爵永山 盛興君
男爵横山 隆俊君	男爵今園 國貞君	男爵藤堂 高成君
男爵島津 健之助君	高橋 琢也君	石渡 敏一君
澤柳 政太郎君	加太 邦憲君	橋本 圭三郎君
山之内 一次君	中村 純九郎君	南 弘君
安樂 兼道君	永田 秀次郎君	馬場 鏌一君
湯地 幸平君	大谷 嘉兵衛君	和田 豊治君
伊藤 傳七君	佐藤友右衛門君	藤武 喜助君
桑原 善吉君	村野常右衛門君	竹村與右衛門君
津村 紀陵君	山田 純精君	金杉 英五郎君
山田 敏君	伊丹 彌太郎君	中村 圓一郎君
高橋 源次郎君	平尾 喜三郎君	横山 章君
三木 與吉郎君	成清 信愛君	

ベヲ願ヒマス

○伊澤多喜男君 將來ハ此記名投票ノ結果ヲ御報告ニナリマスマデハ、議場ノ總テノ入口ニ向ッテ御注意ニナルヤウ致シタイト存ジマス

○議長(公爵徳川家達君) 唯今伊澤君ノ御注意ノ趣ハ、成ルベク御希望ニ副ウヤウニ議長ハ取計ヒマセウ、又議員諸君ニ於テモ十分御注意ヲ請ヒタイト思ヒマス、第一條原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第二條ヨリ第六條マデ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第七條ヲ問題ニ供シマス、特別委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「山脇玄君發言ノ許可ヲ求ム」〕

○議長(公爵徳川家達君) 山脇君ハドウ云フコトデスカ

○山脇玄君 此七條ニ付テ委員ノ御方ニチヨット質問ガシタイトデスカ……

○議長(公爵徳川家達君) 委員長ニ質問デスカ

○山脇玄君 ハイ、左様デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○山脇玄君 委員長ニチヨット御尋イタシマスガ……

○議長(公爵徳川家達君) 成ルベク大キナ御聲デ願ヒマス

○山脇玄君 宜シウゴザイマス、……七條ニ付テ御尋ヲ致シタイトデアリマスル、ソレハドウ云フコトデアルカト云フト、六條ニ關係ハ致シテ居リマスガ、既設ノ市場ニ閉鎖命令ガ下ツタ、何時此閉鎖ノ命令ヲ施行スルカト云フコトニ付テハ法文ガドウモ甚ダ不明デアアルノデアリマス、法文ヲ一通リズツト讀ンデ見マスト云フト、閉鎖ノ命令ガ下ツテ、補償ノ金額ガ確定スル前ニ其ノ閉鎖命令ヲ實行スルト云フヤウニ見エルノデアリマスガ、委員會デハ定メシ此點ヲ御考究ニナツタラウト思ヒマス、若シ其補償額ガ決定セヌ前ニ此閉鎖命令ガ實行サレルト云フコトニナルト、我々消費者ガ困ルノミナラズ、

間屋、荷主ナドガ非常ニ苦痛ヲ感ズルダラウト思フノデアリマスガ、其邊ノ點ハ定メテ十分御考究ニナツタダラウト思ヒマスガ、如何デゴザイマセウ

カ

○伯爵吉井幸藏君 御答イタシマス、此閉鎖ヲ命ゼラルル場合ニハ主務大臣ハ閉鎖ヲ命ゼラルル方ニモ亦開設者ニモ付キマシテ、能ク調べ且ツ協議ヲ致シマシテ、サウシテ愈閉鎖シテ差支ナイト云フコトニナツタ場合ニ主務大臣ハ閉鎖ヲ命ズルノデアリマスカラ、今御心配ノヤウナコトハナカラウト云フコトニ伺ッテ居リマス

○山脇玄君 モウ一應伺ヒマスガ、サウスルト云フト、補償金額ト云フモノニ付テ協議ヲナサル、纏マルマイト思ヒマスガ、唯今ノ御説明ニ依リマスルト云フト、補償金額ノ決定前ニ、マダ決マラナイ前ニ閉鎖命令ヲ實行スルト云フコトニナル、斯ウ考ヘテ私ハ居リマスガ、ソレデ宜シイノデアリマスカ

○伯爵吉井幸藏君 此場合ニハ補償金ノコトニ付テモ相談ノ纏マッタ後デゴザイマスカラ、又其金ヲ拂ツタトカ、何トカ云フヤウナコトハ後ニナルカモ知レマセヌガ、私共ハ左様ニ承知イタシテ居リマス

○議長(公爵徳川家達君) 唯今議長ノ問題ニ供シマシタ第七條ハ御異議ナイト認メマス、次ニ残り全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第七、煙草專賣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

煙草專賣法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十二年三月十七日

右特別委員長

男爵阪谷 芳郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

○議長(公爵徳川家達君) 阪谷男爵... 暫ク御退席ハ御見合セラ請ヒマス

〔男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○男爵阪谷芳郎君 本案ニ付キマシテハ去ル十七日ニ委員會ヲ開キマシテ十分ニ審査ヲ遂ゲマシタノデゴザイマス、是ハ近年煙草耕作人ノ習慣ガ非常ニ改善シテ參リマシテ、從來設ケラレマシタ嚴密ナル取締ヲ緩和シテ差支ナイヤウニナツタカラ此改正ヲ致スト云フコトデゴザイマス、ソレハ葉煙草ノ專賣法ノ上ニ於キマシテ耕作人ガ耕作ニ著手イタシマシタ後デ煙草ノ葉ヲ査定スル、又量目ヲ査定スル、何レカノ査定ヲ致スノデアリマスルガ、葉ノ査定ト云フコトハ非常ニ手數ヲ要シマスノデ此度ハ葉ノ査定ト云フコトヲ止メテ、量目ノ査定ト云フコトノミニ致シ、其量目ノ査定ト云フコトモ亦場合ニ依テハ省略スルコトガ出來ルト云フコトニ致サウ、デ葉ノ査定ト量目ノ査定トハ最初ノ手續ハ略似タヤウナコトデゴザイマスルケレドモ、愈々收納ニナリマシテカラ、政府ヘ納付イタシマスル場合ニ於テ、葉ノ査定ノ方デアルト云フト一枚一枚、葉ヲ勘定シナケレバナラヌト云フ譯デ、非常ニ手數ガ掛リマス、是ハ近年ハ多ク量目ノ査定ノミニ依ツテ居ルト云フコトデアアル、ソレモ耕作人ノ習慣ガ大變改善シテ參ッタニ付キマシテ、量目ノ査定モ時トシテハ之ヲ省クコトヲ得ルト云フコトニ致シタイト云フノガ此度ノ改正法ノ趣旨デゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ近來世ノ中ニ惡イ事ノミガ多ク流行スルノニ、斯ノ如クニ煙草ノ耕作人ノ習慣ガ改善シテ參ツテ、法律ヲ嚴ニスベキ今日ノ流行ノ場合ニ、却テ法律ヲ寬ニスルト云フコトハ、誠ニ結構ナコトデアアル、併シ將來ニ於テ又油斷ガ生ジテハナラヌカラ矢張り法律ノ上デハ査定モ出來ルヤウニシテ置イタラドウデアラウカト云フ質問ガアリマシタ、所ガ政府ノ説明ヲ聽キマスト犯人ノ數モ明治三十八年度ニ於テハ三千百五人モアッタモノガ大正十年度ニ於テハ僅ニ三百五十九人ニ減ズルト云フヤウナ譯デアリ、實際ニ於テ葉數即チ葉ノ査定ナルモノガ明治四十年ニハ二十三萬二千三百六

十六人カラアッタノガ大正十年度ニハ僅ニ四人シカナイ、斯ウ云フヤウナ譯デ事實必要ガナイコトデアアルカラ、是ハモウ削ツテ決シテ差支ハナイト云フコトデゴザイマシタノデ、無論法律ガ寬ニナルト云フコトハ希望スベキコトデアリ、又官民共ニ非常ニ手數ノ省ケルコトニナリマスルニ依ツテ、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決イタシマシタノデゴザイマス、ドウゾ本會ニ於キマシテモ速ニ可決アラムコトヲ希望イタシマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ二讀會ヲ開イテ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵西大路吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第八、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、佐佐木侯爵

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十二年三月十六日

右特別委員長

侯爵佐佐木行忠

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル〕

○侯爵佐佐木行忠君 本案ノ特別委員會ノ經過ト結果トヲ申上ゲマス、本案ノ内容ハ本會議ニ於テ説明セラレタ通りデアリマス、二日間委員會ヲ開キマシタガ、其中質問ノ一二ヲ申上ゲレバ、本案ハ二百五十萬圓ノ補助額ヲ三百萬圓マデハ補助ガ出來ル、斯ウ云フ案デアリマスルガ、ソレハ將來ノ朝鮮ノ私設鐵道ノ資本ノ増加、或ハ又社借借入金ノ増加ヲ見込ンデアルノカ、見込ンデ尙ホ三百萬圓デ足リルノカ、斯ウ云フヤウナ質問ガアリマシタガ、見込ンデアル、斯ウ云フヤウナ御話デアリマシタ、又政府ガ補助ヲシタノニ拘ラズ、會社ガ仕事ヲ始メナイト云フ場合ニ於テハドウナルカ、ト云フヤウナ質問ニ對シマシテハ、ソレハ認許ヲ取消ストカ、或ハ又補助額ヲ返還サセル、斯ウ云フヤウナ答辯デアリマシタ、質問ハマダ數多ゴザイマシタガ、ソレハ省略イタシマス、採決ハ全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵豊岡圭資君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵豊岡圭資君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、産業組合法中改正法律案、第十、日本勸業銀行法中改正法律案、第十一、郵便貯金法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

産業組合法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十二年三月十五日

衆議院議長 粕谷 義三

附 則

産業組合法中改正法律案

第七十六條ノ二第一項中「又ハ農工銀行」ヲ、「農工銀行又ハ産業組合中央金庫」ニ改ム

同條第二項中「銀行」ノ下ニ「又ハ産業組合中央金庫」ヲ加フ

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本勸業銀行法中改正法律案

右本院提案及送付候也

大正十二年三月十五日

衆議院議長粕谷 義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

日本勸業銀行法中改正法律案

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條ノ二中「農工債券」ノ下ニ「又ハ産業債券」ヲ加フ

第二十九條第三十四條及第三十六條中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債

券」ヲ加フ

第三十條及第三十九條中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ「北海道

拓銀行」ノ下ニ「産業組合中央金庫」ヲ加フ

附則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郵便貯金法中改正法律案

右本院提案及送付候也

大正十二年三月十五日

衆議院議長粕谷 義三

貴族院議長公爵徳川家達殿

郵便貯金法中改正法律案

郵便貯金法中左ノ通改正ス

第四條第三號中「産業組合」ノ下ニ「又ハ産業組合中央金庫」ヲ加フ

附則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 此三案トモ産業組合中央金庫法案特別委員ニ付託

イタシマス、次ノ議事日程ハ決定次第本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本

日ハ是ニテ散會イタシマス

午後四時十五分散會

